

# 教育委員会事務局

## 【 代 表 課 】

教育総務課 048 - 829 - 1623 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3
1	(歳入)行政財産使用料(小学校)		1,304			1							1	小学校敷地内に設置された電柱等(東京電力・NTT東日本等)に対する使用料 使用料の算出根拠は、さいたま市行政財産の使用料に関する条例の別表(第2条関係)に基づく		さいたま市行政財産の使用料に関する条例によって定められた使用料を徴収しているため、現状どおりとする。				1					学校施設課	カ-3
2	(歳入)行政財産使用料(中学校)		568			1							1	中学校敷地内に設置された電柱等(東京電力・NTT東日本等)に対する使用料 使用料の算出根拠は、さいたま市行政財産の使用料に関する条例の別表(第2条関係)に基づく		さいたま市行政財産の使用料に関する条例によって定められた使用料を徴収しているため、現状どおりとする。				1					学校施設課	カ-3
3	(歳入)市有地等境界確認証明書等手数料(小学校)		1			1							1	市有地(学校敷地)と隣接している土地の所有者の申請に応じて、土地境界確認証明書の発行を行う。		さいたま市事務手数料条例によって定められた額であり、現状どおりとする。				1					学校施設課	オ-4
4	(歳入)市有地等境界確認証明書等手数料(中学校)		1			1							1	市有地(学校敷地)と隣接している土地の所有者の申請に応じて、土地境界確認証明書の発行を行う。		さいたま市事務手数料条例によって定められた額であり、現状どおりとする。				1					学校施設課	オ-4
5	(歳入)行政財産使用料(特別支援学校)		14			1							1	養護学校敷地内に設置された電柱等(東京電力・NTT東日本)に対する使用料 使用料の算出根拠は、さいたま市行政財産の使用料に関する条例の別表(第2条関係)に基づく		さいたま市行政財産の使用料に関する条例によって定められた使用料を徴収しているため、現状どおりとする。				1					学校施設課	カ-3
6	(歳入)高等学校授業料		515,520			1							1	市立高等学校4校の授業料を徴収するもの。 さいたま市授業料等徴収条例第2条で授業料の額が定められている。		「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の施行に伴い、公立高等学校については、授業料が不徴収となり、地方公共団体に対して授業料収入相当額が国費により負担されます。ついては、6月議会で条例改正を行います。	1.0			1				学事課	オ-2	
7	(歳入)高等学校入学科		34,669										1	市立高等学校4校の入学科を徴収するもの。 さいたま市授業料等徴収条例第2条で入学科の額が定められている。		入学科の額については、総務省の地方財政計画中の基準額を参考に改定を行っています。 平成13年度から改定を行っていませんので、入学科を見直す方向を探ってまいります。	1.0			1				学事課	オ-2	
8	(歳入)入学準備金・奨学金貸付金元金収入		82,362			1							1	さいたま市入学準備金・奨学金の返還金である。 収入未済については、納期限が過ぎても返還されず未納となっているものである。また、不納欠損については、借受人の死亡により返還が免除されたものである。		貸付時や返還開始時においては返還意思の確認を徹底し、初期滞納者に対してはこまめな督促により滞納の長期化を防ぎ、再三の催告にも応じない悪質な滞納者に対しては法的措置として訴えを提起するなど、効率的かつ効果的な徴収事務を実施し、収入未済額の圧縮に努める。	1.0			1				学事課	オ-2	
9	(歳入)幼稚園使用料	(歳入)幼稚園使用料	7,560			1							1	幼稚園の保育料		他市の保育料を研究しながら、付属幼稚園の運営面での円滑化を図り、教育活動を一層充実させる。	1.0			1				指導1課	オ-3	
10	(歳入)少年自然の家使用料		684										1	少年自然の家の利用者から領収する使用料を納入する事務です。 使用料は、旧市で定められたものが継続されており、市内の小中学校の児童・生徒が370円、市内のその他の者が640円(ただし赤城少年自然の家はそれぞれ300円、600円)となっています。		収入未済等がない現状では、引き続いて事務を遂行していくのが妥当です。	0.1			1	1			館岩少年自然の家	オ-3	
11	(歳入)電柱敷地使用料		16										1	館岩少年自然の家の敷地内の一部を占有している東北電力(株)の電柱に対する使用料を収納する事務で、電気通信事業法施行令に準じた金額(15本分について年額約16千円)を徴収しています。		収入未済等がない現状では、引き続いて事務を遂行していくのが妥当です。	0.1			1	1			館岩少年自然の家	カ-3	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
12	(歳入)行政財産使用料		6		1								1	与野本町学校給食センター敷地内にある電柱、支線、支柱等の使用料 さいたま市行政財産の使用料に関する条例で標準的な料金が定められている。		市が保有する行政財産を使用する使用者に対して、さいたま市行政財産使用料に関する条例に基づき使用料を徴収しており、滞納はなく見直しの必要はない。				1					与野本町学校給食センター	カ-3
13	(歳入)行政財産使用料		12										1	行政財産使用許可申請に基づき許可を行なった行政財産使用料である。		岩槻学校給食センター管轄の学校において、自校給食に切り替え終了した時点で閉鎖する予定である。以後、敷地引継ぎ先に引き継ぐ。	0.1			1					岩槻学校給食センター	カ-3
14	(歳入)行政財産使用料		3		1								1	教育財産(学校敷地内)に東京電力の電柱等を立てるために、占有料として徴収する。 使用料は、電柱1本あたり2,900円、その他の支柱1本あたり120円である。		「さいたま市行政財産の使用料に関する条例」の基準に基づく	0.1			1				浦和高校	カ-3	
15	(歳入)中学校入学選考手数料		2,265		1								1	浦和中学校の入学選考にかかる手数料であり、2,200円である。		現行の手数料は、高等学校と同額であり、当面は見直しの予定は無い。	0.2			1				浦和高校	オ-4	
16	(歳入)高等学校入学選考手数料		1,914		1								1	浦和高等学校の入学選考にかかる手数料であり、2,200円である。		現行の手数料は、近隣指定都市と同額であり、また、埼玉県入学選抜要項に基づいて金額を設定しており、適正な金額であると思われるため、当面は見直しの予定は無い。	0.2			1				浦和高校	ク-1	
17	(歳入)行政財産使用料		1		1								1	電柱事業及び電気通信事業の用に供するために、校地内に立っている電柱支線の使用料である。 使用料は、1本あたり年額120円である。		条例により用途に基づく業務を職員による直営で実施しているため、コスト削減にもならない事により現状維持しかない	0.1			1				浦和南高等学校	カ-3	
18	(歳入)高等学校入学選考手数料		2,065		1								1	入学選抜試験の実施にかかる手数料として、入学願書の受付時に徴収する。		埼玉県入学選抜要項に基づき、業務を準じて行っているため、当面見直しの予定はない。	0.2			1				浦和南高等学校	ク-1	
19	(歳入)行政財産使用料		4		1								1	教育財産(学校敷地内)に東京電力外の電柱等を立てるために、占有料として徴収する。 使用料は、電柱1本あたり2,900円、電話柱1本あたり1,200円、その他の柱1本あたり120円である。		「さいたま市行政財産の使用料に関する条例」の基準	0.1			1				大宮北高等学校	カ-3	
20	(歳入)高等学校入学選考手数料		1,408		1								1	大宮北高等学校の入学選考にかかる手数料であり、2,200円である。		現行の手数料は、関東地方の指定都市及び埼玉県の県立高校と同額であり、当面は見直しの予定はない。 (埼玉県の県立高校にあわせる)	0.2			1				大宮北高等学校	ク-1	
21	(歳入)行政財産使用料		46		1								1	敷地内にある電柱等の占有使用料を徴収するもの。		「さいたま市行政財産の使用料に関する条例」の基準に基づく	0.1			1				大宮西高等学校	カ-3	
22	(歳入)高等学校入学選考手数料		2,090		1								1	入学選考にかかわる手数料であり、入学願書の受付の際に徴収する。		近隣指定市・県とも同額の設定であり、適正な金額と思われるため、当面見直しの予定はない。	0.2			1				大宮西高等学校	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
23	(歳入)行政財産使用料		25									1	文化財保護課が管理する施設や用地において、さいたま市財産規則に基づき、用途や目的を妨げない範囲内で、一時的な使用を許可しており、本歳入は、当該許可を得た者からさいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき徴収する使用料である。		文化財保護課が管理する施設や用地において、さいたま市財産規則に基づき、目的外の使用を許可した場合は、今後も引き続き、さいたま市行政財産の使用料に関する条例による使用料を徴収していく。					1				文化財保護課	カ-3		
24	(歳入)青少年宇宙科学館使用料		10,316	1									さいたま市青少年宇宙科学館条例第10条に基づき、宇宙劇場(プラネタリウム)及び青少年ホール等を利用する者に、使用料を徴収する。		平成22年度末までに、他の政令市の使用料を調査し、格差が生じていれば見直し方向で検討する。						1				青少年宇宙科学館	オ-4	
25	(歳入)行政財産使用料		150	1								1	青少年宇宙科学館が管理する、施設において、さいたま市財産規則に基づき、用途や目的を妨げない範囲内で一時的な使用を許可しており、本歳入は、当該許可を得た者からさいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき徴収する使用料である。		青少年宇宙科学館が管理する施設において、さいたま市財産規則に基づき、目的外の使用を許可した場合は、今後も引き続き、さいたま市行政財産の使用料に関する条例による使用料を徴収していく。							1			青少年宇宙科学館	カ-3	
26	(歳入)行政財産使用料		2									1	市立博物館が管理する施設や用地(岩槻郷土資料館)において、さいたま市財産規則に基づき、用途や目的を妨げない範囲内で、一時的に使用を許可しており、本歳入は、当該許可を得た者(東京電力)からさいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき徴収する使用料である。		市立博物館が管理する施設や用地において、さいたま市財産規則に基づき、目的外の使用を許可した場合は、今後も引き続き、さいたま市行政財産の使用料に関する条例による使用料を徴収していく。						1	1			市立博物館	カ-3	
27	(歳入)行政財産使用料		412									1	浦和くらしの博物館民家園が管理する施設や用地(民家園・見沼くらし館)において、さいたま市財産規則に基づき、用途や目的を妨げない範囲内で、一時的に使用を許可しており、本歳入は、当該許可を得た者(東京電力)からさいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき徴収する使用料である。		民家園が管理する施設や用地(民家園・見沼くらし館)において、さいたま市財産規則に基づき、目的外の使用を許可した場合は、今後も引き続き、さいたま市行政財産の使用料に関する条例による使用料を徴収していく。							1			民家園	カ-3	
28	(歳入)うらわ美術館使用料		10,811	1			1					1	「地域ゆかりの作家」「本をめぐるアート」を中心とした各種展示事業、美術品及び美術資料の収集を行い、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与する。		事業の内容をより充実させて、来館者を増やす検討を進める。							1				うらわ美術館	オ-4
29	(歳入)公民館使用料		1	1								1	生涯学習総合センターの使用料であるが、100分の100を減額している。		生涯学習総合センターの使用料のあり方について公民館運営審議会等の意見を聞きながら検討する。							1				生涯学習総合センター	オ-4
30	(歳入)行政財産使用料		308	1								1	生涯学習総合センター及び公民館が管理する施設や用地において、さいたま市財産規則に基づき、用途や目的を妨げない範囲内で、一時的な使用を許可しており、本歳入は、当該許可を得た者からさいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき徴収する使用料である。		生涯学習総合センター及び公民館が管理する施設や用地において、さいたま市財産規則に基づき、目的外の使用を許可した場合は、今後も引き続き、さいたま市行政財産の使用料に関する条例による使用料を徴収していく。							1			生涯学習総合センター	カ-3	
31	(歳入)図書館使用料		41	1			1					1	大宮図書館の1階にある展示ホールを貸し出しており、使用料は1日当たり3,450円である。(さいたま市図書館条例第19条)		大宮図書館の展示ホールの貸し出しにおいて、受益者負担に見合う使用料となっているか見直しを行い、今後も引き続きさいたま市図書館条例による使用料を徴収していく。							1				中央図書館管理課	オ-3
32	(歳入)行政財産使用料		54	1								1	大宮西部図書館と与野南図書館が管理する施設や用地において、さいたま市財産規則に基づき、用途や目的を妨げない範囲内で、一時的な使用を許可しており、本歳入は、当該許可を得た者からさいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき徴収する使用料である。		大宮西部図書館と与野南図書館が管理する施設や用地において、さいたま市財産規則に基づき、目的外の使用を許可した場合は、今後も引き続き、さいたま市行政財産の使用料に関する条例による使用料を徴収していく。							1				中央図書館管理課	カ-3

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
33	教育委員会運営事業	教育要覧の作成	347	C									2	教育関係者、市関係者を始め、区役所情報公開コーナー等 に閲覧用を備えることによりさいたま市の教育行政の内容 を知らせ、関心を高めることができるツールとして作成す る。	オ	事業自体は、さいたま市の教育全般について、「教育行財 政」、「学校教育」、「生涯学習」を柱とした編集内容で資料も 充実しており、冊子にすることで区役所や教育関連施設で 市民の閲覧が可能になるため継続とするが、可能な場合に は電子媒体により配布を行うことで部数を減らす。	0.5				1				教育総務課	イ-2	
34	事務局運営事業(教育総務 課)	教育行政方針	55	C									2	教育行政方針は、次年度の、さいたま市の教育に関する基 本的な考えや、方向性、主要事業を広く市民に示すもので ある。	ク	さいたま市の教育に関する基本的な考えや、方向性、主要 事業を広く市民に示すものであるため、毎年作成することが 必要である。	0.5				1				教育総務課	ア-5	
35	事務局運営事業(教育総務 課)	教育行政点検評価	101	A									1	5	教育委員会は、法律に基づき、「毎年、その権限に属する事 務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果 に関する報告書を議会へ提出し、公表しなければならない」 とされている。そのための点検・評価を行う。評価を行うにあ たっては、まず教育委員会が自己評価を行い、その後、教 育に関する学識経験者等を3名委員に選任し、点検評価委 員会にて知見の活用を図ることとしている。	ク	法律に基づき実施しなければならない事業であり、引き続き 継続していく。なお、実施方法については、他政令市等を参 考に研究していく。	0.3				1				教育総務課	ク-1
36	教育委員会運営事業	さいたま土曜チャレンジスク ール推進事業	7,875	C				1					2	2	土曜日等に、希望する児童生徒たちの自主的な学習(宿 題・課題・ものづくり等)をサポートし、学ぶ楽しさを教え、基 礎学力の向上や学習習慣の定着を図る。全市立小・中・高 等学校で実施する。	カ	しあわせ倍増プランの事業計画に沿って、事業の推進・拡大 を行っていく。	1.5	15.0	0.0	1				教育総務課	ク-1	
37	事務局運営事業(教育総務 課)	教育委員会使送業務	20,328	C				1					3	3	教育委員会の事務の円滑化を図るため、教育委員会事務 局と学校、教育委員会出先機関との間で、使送便運搬車に より文書等の搬入・搬出を行っている。開庁日に1日1回の 運行で市内5コース(学校4コース、出先機関1コース)、計1 88箇所を5台で運行している。また、搬入した文書等を当 課に設置している文書棚へ仕分けを行っている。	オ	他課所管の連絡便と重複等している業務内容について、 所管課と業務の効率化を検討する。	0.6				1				教育総務課	ウ-3
38	事務局運営事業(教育総務 課)	学校市費用務担当技能職員 実技研修事業	379	C				1					2	2	学校に勤務する技能職員のうち、学校環境整備等を主な職 務とする用務担当職員に対し、技術向上を目的に年度1～ 2回(夏季休業中)委託講師等による実技研修を実施。	ク	これまですべての用務担当職員が毎年受講できるように 年3回研修を実施してきたが、3年に1回職員が受講でき るよう研修回数を年1回に減らす改善を行った。今後とも充実 した研修を年1回実施する。	0.0				1			教育総務課	ク-1	
39	施設等維持管理事業	小学校用務業務委託事業	179,457	C				1					3	3	用務担当職員が定年退職した場合、再任用職員を配置して もなお欠員が生じた学校について、用務業務を民間に委託 するもの。	カ	用務業務は、児童が安心して安全な学校生活を送る上で必 要な業務であることから、用務担当職員が定年退職した場 合、再任用職員を配置してもなお欠員が生じた学校につい て、民間に委託することによりすべての市立学校で同様な 効果が得られるため引き続き実施したい。	0.1				1			教育総務課	ケ	
40	施設等維持管理事業	中学校用務業務委託事業	87,609	C				1					3	3	用務担当職員が定年退職した場合、再任用職員を配置して もなお欠員が生じた学校について、用務業務を民間に委託 するもの。	カ	用務業務は、生徒が安心して安全な学校生活を送る上で必 要な業務であることから、用務担当職員が定年退職した場 合、再任用職員を配置してもなお欠員が生じた学校につい て、民間に委託することによりすべての市立学校で同様な 効果が得られるため引き続き実施したい。	0.1				1			教育総務課	ケ	
41	施設等維持管理事業	高等学校用務業務委託事業	9,971	C				1					3	3	用務担当職員が定年退職した場合、再任用職員を配置して もなお欠員が生じた学校について、用務業務を民間に委託 するもの。	カ	用務業務は、生徒が安心して安全な学校生活を送る上で必 要な業務であることから、用務担当職員が定年退職した場 合、再任用職員を配置してもなお欠員が生じた学校につい て、民間に委託することによりすべての市立学校で同様な 効果が得られるため引き続き実施したい。	0.1				1			教育総務課	ケ	
42	教育委員会運営事業	教育委員会委員報酬等	12,574	C									1	1	教育委員会委員に対する報酬等	ク	法律により義務付けられた組織、委員であり、また、委員 の報酬額についても条例で定めているものである。	0.1				1			教育総務課	オ-8	
43	職員人件費	職員人件費(給料)	6,508,441	C									1	1	職員人件費(給料)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令 指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映 した適正な給与と制度を維持、確保していく必要がある。今後 も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な給料水準を確 保していくこととする。					1			教育総務課	ケ	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	方向 性			見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3					
44	職員人件費	職員人件費(管理職手当)	92,188	C											1	1	職員人件費(管理職手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
45	職員人件費	職員人件費(扶養手当)	147,004	C											1	1	職員人件費(扶養手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
46	職員人件費	職員人件費(地域手当)	806,496	C											1	1	職員人件費(地域手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
47	職員人件費	職員人件費(住居手当)	117,754	C											1	1	職員人件費(住居手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
48	職員人件費	職員人件費(通勤手当)	144,456	C											1	1	職員人件費(通勤手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
49	職員人件費	職員人件費(単身赴任手当)	3,480	C											1	1	職員人件費(単身赴任手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
50	職員人件費	職員人件費(時間外勤務手当)	233,324	C											1	1	職員人件費(時間外勤務手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
51	職員人件費	職員人件費(休日勤務手当)	11,110	C											1	1	職員人件費(休日勤務手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
52	職員人件費	職員人件費(宿日直手当)	1,466	C											1	1	職員人件費(宿日直手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
53	職員人件費	職員人件費(管理職員特別勤務手当)	1,815	C											1	1	職員人件費(管理職員特別勤務手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
54	職員人件費	職員人件費(期末手当)	1,720,186	C											1	1	職員人件費(期末手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
55	職員人件費	職員人件費(勤勉手当)	904,145	C									1	1	職員人件費(勤勉手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
56	職員人件費	職員人件費(寒冷地手当)	979	C									1	1	職員人件費(寒冷地手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
57	職員人件費	職員人件費(退職手当)	1,464,382	C									1	1	職員人件費(退職手当)	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、社会一般の情勢の動向を考慮し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
58	職員人件費	職員人件費(子ども手当)	73,850	C									1	1	職員人件費(子ども手当) 平成21年度までは児童手当	ク	引き続き関係法令等に基づく適正な事業運営を確保していくこととする。				1					教育総務課	ケ
59	職員人件費	職員人件費(共済費)	2,081,848	C									1	2	・職員の給与から控除した共済掛金と、さいたま市が負担する共済負担金を、埼玉県市町村職員共済組合へ支払う。 ・臨時職員の給与から控除した社会・雇用保険料と、さいたま市が負担する臨時職員分負担金を厚生労働省・労働局へ支払う。 ・地方公務員災害補償基金へ、さいたま市の負担金を支払う。	ク	職員人件費の性質上、職員を雇用している限り必要となる事業であり、事業主の負担率なども法律により定められている。また、埼玉県市町村共済組合の共済費の率についても、共済組合会の議決、総務省の告示等をもって正式決定されている。事務事業としては、今後も継続すべき事業であるが、事務改善を行なうことでコストの削減を目指す。				1					教育総務課	ケ
60	臨時職員等管理事業	臨時職員等管理事業	566,752	C									1	1	地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、季節的に繁忙となる業務、産休、育児休業等により正規職員が欠けた場合の代替業務等に対し、市民サービスを提供する上で、その都度必要に応じ、期間を限って臨時職員を配置している。	ク	全庁的にワークライフバランス(仕事と家庭の調和)を推進するため、職員の育児休業等の代替や一時的に繁忙となる業務において、臨時職員を期限を定めて雇用することは、必要かつ最も効果的な手法であり、引き続き継続する。				1					教育総務課	ケ
61	事務局運営事業(教育総務課)	事務局運営事業(教育総務課)	18,760	C			1							1	教育委員会事務局の円滑な運営のための業務	ク	教育委員会事務局の運営は、本市教育行政を推進する上で必要な業務であるため継続とする。 なお、業務の内容・手法について精査し、今後改善の余地が無いか検討する。	3.0			1		1			教育総務課	オ-9
62	教育団体等補助事業(教育総務課)	教育団体等補助事業(教育総務課)	399	C				1						1	指定都市教育委員・教育長協議会等の教育団体への負担金支出	ク	平成21年度まで市と重複加入していた団体については、退会することとした。 なお、他の団体については次年度への繰越金がある場合は、負担金の見直しを求めていくものとする。	0.1			1		1			教育総務課	オ-8
63	小学校管理運営事業(教育総務課)	小学校管理運営事業(教育総務課)	13,164	C									1	1	小学校の用務、調理業務を担当する職員の人事管理に関する経費	ク	小学校における用務、調理業務は、学校教育行政の円滑な運営を図る上で必要な事業である。なお、調理、用務担当職員が定年退職した場合、再任用職員を配置してもなお欠員が生じた学校については、民間に委託することとしている。	0.2			1					教育総務課	ケ
64	中学校管理運営事業(教育総務課)	中学校管理運営事業(教育総務課)	1,202	C									1	1	中学校の用務、調理業務を担当する職員の人事管理に関する経費	ク	中学校における用務、調理業務は、学校教育行政の円滑な運営を図る上で必要な事業である。なお、調理、用務担当職員が定年退職した場合、再任用職員を配置してもなお欠員が生じた学校については、民間に委託することとしている。	0.1			1					教育総務課	ケ
65	高等学校管理運営事業(教育総務課)	高等学校管理運営事業(教育総務課)	131	C									1	1	高等学校の用務業務を担当する職員の人事管理に関する経費	ク	高等学校における用務業務は、学校教育行政の円滑な運営を図る上で必要な事業である。なお、用務担当職員が定年退職した場合、再任用職員を配置してもなお欠員が生じた学校については、民間に委託することとしている。	0.0			1					教育総務課	ケ

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
66	事務局運営事業	事務局運営事業	103	C									1	1	教育委員会事務局の円滑な運営を目的として、局内の予算、決算等の取りまとめや学校財務事務の管理、支援を行う。	ク	教育委員会事務局の財務管理・運営に必要な事業であり継続とするが、今後は業務改善や類似事業との統合を含め検討する。	0.1			1		1		教育財務課	オ-9
67	共通用物品購入管理運営事業	共通用物品購入管理運営事業	23,919	C									1	2	教育委員会事務局における円滑な事務執行に必要な物品の購入、管理等を目的として、局内の事務の遂行に必要な共通消耗品や共通備品等の購入及び払い出しを行うほか、教育委員会所管施設の火災保険にかかる事務及び廃棄備品の処理を行う。	ウ	教育委員会事務局の管理運営に必要な事業であるが、市長部局で類似の事業を実施しているため一元管理することも可能であることから、今後は統廃合を含め検討する。	0.2			1				教育財務課	ウ-3
68	小学校管理運営事業	小学校管理運営事業	2,112,472	C									1	2	小学校102校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持することを目的として、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品等の購入、光熱水費の支払いや施設修繕、機械警備等管理業務委託などを行う。	ク	小学校102校の管理運営に必要な事業であり、今後も学校の要望や実情を踏まえ効率的な管理運営に努める。	4.8			1		1		教育財務課	オ-9
69	各教科教材等整備事業	各教科教材等整備事業	221,976	C									1	1	小学校102校における教育効果を高めるため、学校教育上必要となる教材等を購入する。	カ	小学校102校の学校教育に必要な事業であり、今後も学校の要望や実情を踏まえ拡大に努める。	0.5			1				教育財務課	オ-8
70	中学校管理運営事業	中学校管理運営事業	1,278,123	C									1	2	中学校57校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持することを目的として、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品等の購入、光熱水費の支払いや施設修繕、機械警備等管理業務委託などを行う。	ク	中学校57校の管理運営に必要な事業であり、今後も学校の要望や実情を踏まえ効率的な管理運営に努める。	2.8			1		1		教育財務課	オ-9
71	各教科教材等整備事業	各教科教材等整備事業	139,165	C									1	1	中学校57校における教育効果を高めるため、学校教育上必要となる教材等を購入する。	カ	中学校57校の学校教育に必要な事業であり、今後も学校の要望や実情を踏まえ拡大に努める。	0.3			1				教育財務課	オ-8
72	特別支援学校管理運営事業	特別支援学校管理運営事業	18,338	C									1	2	特別支援学校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持することを目的として、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品等の購入、光熱水費の支払いや施設修繕、機械警備等管理業務委託などを行う。	ク	特別支援学校の管理運営に必要な事業であり、今後も学校の要望や実情を踏まえ効率的な管理運営に努める。	0.2			1	1	1		教育財務課	オ-9
73	特別支援学校教科教材整備事業	特別支援学校教科教材整備事業	1,400	C									1	1	特別支援学校における教育効果を高めるため、学校教育上必要となる教材等を購入する。	カ	特別支援学校の学校教育に必要な事業であり、今後も学校の要望や実情を踏まえ、より教育効果を高めるため事業の充実、拡大に努める。	0.1			1				教育財務課	オ-8
74	事務局運営事業	事務局運営事業	1,452	C				1		1				2	課の効果的な運営のために必要な庶務事務、施設台帳の管理・作成等。	ク	庶務的業務については他課でも同様の事業を行っているが、統合しても効果が期待できないため継続とし、業務改善を検討する。施設台帳の作成・管理については専用の電算システムを導入することで、事務量の縮減を図っている。なお22年度中にシステムの更新が必要となるが、契約にあたっては内容を精査しコスト削減に努める。	0.0			1		1		学校施設課	オ-9
75	施設等維持管理事業(小学校)	施設等維持管理事業(小学校)	469,858	C									1	2	根拠法令に基づく法定点検及び維持管理業務、及び根拠法令はないが、良好で安全な施設の状況を保つために欠くことができない維持管理業務。	ク	本事業は、法律により義務付けられた法定点検を含んでおり、また小学校教育の多様なニーズに対応し、安全安心な施設を確保していくためにも計画的に修繕を行い、施設の維持管理に努める必要があることから継続とするが、一層の業務効率化、費用の縮減に努める。	2.4			1				学校施設課	オ-9
76	施設等維持管理事業(小学校)	緑のカーテン事業	4,000	C				1		1			1	1	緑のカーテンを導入することにより、室内の冷房使用が抑制され、結果としてCO2を削減し環境への負荷を低減する。また、児童の環境教育の教材として利用する。	ク	地球温暖化対策や緑化の促進についての意識啓発にも有効であり、より効率的な実施方法等を検討しながら、事業計画どおりに継続する。	0.3			1				学校施設課	ク-1



事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3		
77	施設等維持管理事業(小学校)	校庭芝生化事業	7,930	C				1						1		2.5	校庭等に整備される芝生の維持管理を行う。芝生化により運動能力の向上及び怪我の減少が見込まれ、環境教育の教材としても利用することができる。また、砂塵防止や気温上昇の抑制効果も期待できる。	オ	適切な維持管理により、芝生を長期にわたって保全することが、教育面だけでなく環境面からも必要であるが、地域社会との連携による維持管理システムの構築により維持管理状況の向上を図る。	0.6				1				学校施設課	オ-6
78	各校営繕事業(小学校)	各校営繕事業(小学校)	873,294	C										1		2	良好な学習環境を確保するため、市立小学校の老朽化した校舎、体育館、プール等の改修事業等を行う。 校庭芝生化事業、太陽光発電設備設置事業は除く。	ク	学校施設の適正な維持管理は設置者である市の責務であり、老朽化した既存施設を安全かつ快適に長期にわたって利用するためには事業の継続が必要である。事業の継続にあたり改善策として、限られた予算の範囲内の効率的な改修に努めることとする。	2.2				1				学校施設課	ケ
79	各校営繕事業(小学校)	校庭芝生化事業	171,940	C				1	1						2	校庭等の芝生化整備を行う。芝生化により運動能力の向上及び怪我の減少が見込まれ、環境教育の教材としても利用することができる。また、砂塵防止や気温上昇の抑制効果も期待できる。	ク	公共施設の緑化推進は、地球規模の環境問題への取り組みとして必要であるため、今後も継続して毎年2校程度の校庭芝生化を実施する。引き続き、事業実施方法等改善を検討しながら業務を進めていく。	0.5				1				学校施設課	ク-1	
80	各校営繕事業(小学校)	太陽光発電設備設置事業	75,240	C											2	地球温暖化などの環境に配慮した学校環境整備を推進するため、小学校に太陽光発電設備を整備する。太陽光により発電した電力は学校内に供給し、余剰電力は売電する。	ク	地球温暖化対策や環境教育に資する事業として、また、改正省エネ法により学校についてもエネルギー使用の合理化対策が必要であるため、今後も業務改善を行いながら継続して実施する。	0.2				1				学校施設課	ク-1	
81	耐震補強事業(小学校)	耐震補強事業(小学校)	2,823,086	C										1		2	校舎等の耐震診断を実施し、必要に応じて補強設計・補強工事を行い、学校施設の安全性確保と校舎等の保全を図る。	ク	学校施設の耐震化は喫緊の課題であるため、今後も重点項目として事業を継続し平成24年度末に耐震化を完了させる。事業の実施にあたっては、複数の工事を1つの契約にまとめるなどコストの削減に努める。	2.8				1				学校施設課	キ-2
82	小学校新設校建設事業	小学校新設校建設事業	1,307,700	C										1		2	浦和東部地区のまちづくりに伴う人口増に対応して新設小学校を整備する。	ク	美園小学校の建設については将来を見据えた事業計画に基づき実施しており、予定どおり建設に向けて業務改善を進めながら事業を継続する。	1.7				1				学校施設課	ケ
83	小学校校舎増改築事業	小学校校舎増改築事業	407,000	C										1		2	耐震補強での改修が困難な小学校校舎の改築事業、浦和別所小学校の校舎1棟が、耐力度調査の結果、補強不可能と判定されたため、校舎の改築事業を実施する。	ク	浦和別所小学校について、事業計画どおり、平成22年度より改築工事に着手し、平成23年度には改築校舎の供用開始予定とする。 安全対策等に留意しつつ、業務を進める。	1.7				1				学校施設課	ケ
84	空調整備事業(小学校)	空調整備事業(小学校)	503,256	C				1							2	本市においては、良好な学習環境を保つことにより、児童の集中力の向上等を目的として、全普通教室に空調機を設置している。費用の平準化を図る為10年間のリース契約となっており、現在はその支払いと保守業務等の維持管理を実施し、また、学級が増加した小学校に空調機を追加設置している。	ク	本事業は、よりよい学習環境維持のため必要な事業であり、学級編制等への対応については既存設備の有効活用を図ることとし、事業を継続する。	0.6				1				学校施設課	オ-7	
85	施設等維持管理事業(中学校)	施設等維持管理事業(中学校)	250,941	C										1		2	根拠法令に基づく法定点検及び維持管理業務、及び根拠法令はないが、良好で安全な施設の状況を保つために欠くことができない維持管理業務。	ク	本事業は、法律により義務付けられた法定点検を含んでおり、また中学校教育の多様なニーズに対応し、安全安心な施設を確保していくためにも計画的に修繕を行い、施設の維持管理に努める必要があることから継続とするが、一層の業務効率化、費用の縮減に努める。	1.2				1				学校施設課	オ-9
86	施設等維持管理事業(中学校)	緑のカーテン事業	2,850	C				1						1		1	緑のカーテンを導入することにより、室内の冷房使用が抑制され、結果としてCO2を削減し環境への負荷を低減する。また、生徒の環境教育の教材として利用する。	ク	地球温暖化対策や緑化の促進についての意識啓発にも有効であり、より効率的な実施方法等を検討しながら、事業計画どおりに継続する。	0.1				1				学校施設課	ク-1
87	各校営繕事業(中学校)	各校営繕事業(中学校)	459,081	C										1		2	良好な学習環境を確保するため、市立中学校の老朽化した校舎、体育館、プール等の改修事業等を行う。 校庭芝生化事業、太陽光発電設備設置事業は除く。	ク	学校施設の適正な維持管理は設置者である市の責務であり、老朽化した既存施設を安全かつ快適に長期にわたって利用するためには事業の継続が必要である。事業の継続にあたり改善策として、限られた予算の範囲内の効率的な改修に努めることとする。	1.2				1				学校施設課	ケ

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2
88	各校営繕事業(中学校)	校庭芝生化事業	63,640	C				1	1				2	校庭等の芝生化整備を行う。芝生化により運動能力の向上及び怪我の減少が見込まれ、環境教育の教材としても利用することができる。また、砂塵防止や気温上昇の抑制効果も期待できる。	ク	公共施設の緑化推進は、地球規模の環境問題への取り組みとして、必要であるため、今後も継続して毎年2校程度の校庭芝生化を実施する。引き続き、事業実施方法等改善を検討しながら業務を進めていく。	0.3			1			学校施設課	ク-1
89	各校営繕事業(中学校)	太陽光発電設備設置事業	75,240	C									2	地球温暖化などの環境に配慮した学校環境整備を推進するため、中学校に太陽光発電設備を整備する。太陽光により発電した電力は学校内に供給し、余剰電力は充電する。	ク	地球温暖化対策や環境教育に資する事業として、また、改正省エネ法により学校についてもエネルギー使用の合理化対策が必要であるため今後も業務改善を行いながら継続して実施する。	0.2			1			学校施設課	ク-1
90	耐震補強事業(中学校)	耐震補強事業(中学校)	692,879	C									2	校舎等の耐震診断を実施し、必要に応じて補強設計・補強工事を行い、学校施設の安全性確保と校舎等の保全を図る。	ク	学校施設の耐震化は喫緊の課題であるため、今後も重点項目として事業を継続し平成24年度末に耐震化を完了させる。事業の実施にあたっては、複数の工事を1つの契約にまとめるなどコストの削減に努める。	1.4			1			学校施設課	キ-2
91	中学校校舎増改築事業	中学校校舎増改築事業	491,360	C					1				2	耐震補強での改修が困難な中学校校舎の改築事業。与野西中学校の特別教室棟が、耐震診断の結果、補強不可能と判定されたため、校舎の改築事業を実施する。	ク	事業計画どおり、平成22年度より改築工事に着手し、平成24年度には改築校舎の供用開始予定とする。安全対策等に留意しつつ、業務を進める。	1.0			1			学校施設課	ケ
92	空調整備事業(中学校)	空調整備事業(中学校)	213,234	C				1					2	本市においては、良好な学習環境を保つことにより、生徒の集中力の向上等を目的として、全普通普通に通空調機を設置している。費用の平準化を図る為10年間のリース契約となっており、現在はその支払いと保守業務等の維持管理を実施し、また、学級が増加した中学校に空調機を追加設置している。	ク	本事業は、よりよい学習環境維持のため必要な事業であり、学級編制等への対応については既存設備の有効活用を図ることとし、事業を継続する。	0.4			1			学校施設課	オ-7
93	耐震補強事業(高等学校)	耐震補強事業(高等学校)	459,710	C									2	校舎等の耐震診断を実施し、必要に応じて補強設計・補強工事を行い、学校施設の安全性確保と校舎等の保全を図る。	ク	学校施設の耐震化は喫緊の課題であるため、今後も重点項目として事業を継続し平成24年度末に耐震化を完了させる。事業の実施にあたっては、複数の工事を1つの契約にまとめるなどコストの削減に努める。	0.3			1			学校施設課	キ-2
94	給食施設整備事業	給食施設整備事業	1,249,600	C				1					2	各学校(地域)の特色を生かした給食の実施及び給食を活用したきめ細かい食の指導を充実させることを目的とし、学校給食センターから給食の提供を受けている学校に単独校調理場(給食室)を整備する。	ク	市立小中学校全校においてより充実した食の指導を実施するため、今後、規模や設備について見直しを図りつつ、事業を継続する。	1.4			1			学校施設課	オ-7
95	施設等維持管理事業(特別支援学校)	施設等維持管理事業(特別支援学校)	5,013	C		1		1					2	根拠法令に基づく法定点検及び維持管理業務、及び根拠法令はないが、良好で安全な施設の状態を保つために欠くことができない維持管理業務。	ク	本事業は、法律により義務付けられた法定点検を含んでおり、また特別支援教育の多様なニーズに対応し、安全安心な施設を確保していくためにも計画的に修繕を行い、施設の維持管理に努める必要があることから継続とするが、一層の業務効率化、費用の削減に努める。	0.3			1			学校施設課	オ-9
96	施設等維持管理事業(特別支援学校)	緑のカーテン事業	150	C				1	1				1	緑のカーテンを導入することにより、室内の冷房使用が抑制され、結果としてCO2を削減し環境への負荷を低減する。また、生徒の環境教育の教材として利用する。	ク	地球温暖化対策や緑化の促進についての意識啓発にも有効であり、より効率的な実施方法等を検討しながら、事業計画どおりに継続する。	0.0			1			学校施設課	ク-1
97	各校営繕事業(高等学校)	各校営繕事業(高等学校)	55,000	C					1				1	良好な学習環境を確保するため、市立高等学校の老朽化した校舎、体育館、プール等の改修事業等を行う。校庭芝生化事業、太陽光発電設備設置事業は除く。	ク	学校施設の適正な維持管理は設置者である市の責務であり、老朽化した既存施設を安全かつ快適に長期にわたって利用するためには事業の継続が必要である。事業の継続にあたり改善策として、限られた予算の範囲内での効率的な改修に努めることとする。	0.2			1			学校施設課	ア-4
98	高等学校管理運営事業	高等学校管理運営事業	762	C		1		1	1				1	市立高等学校4校の入学料・授業料の管理等、事務局にて一元管理するもの	ク	学校単独で管理しづらい事項等を一元化して処理することにより、事務の効率化、経費の削減を図ることができる。	1.0			1			学事課	オ-2

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2
99	通学区域検討事業	通学区域検討事業	251	A									1	1	適正な通学区域の設定及び通学区域制度の弾力的運用による地域の要望に応じた、特定地域の設定などの対応を図る。	ク	少子化傾向のなか、人口の流入が続く本市においては、今後も学校の新設に伴う通学区域の再編や学校の適正化に関連した特定地域の設定等が想定され、地元の意見を受け審議する必要があるため。	3.0			1				学事課	ク-1
100	就学事務事業	就学事務事業	28,868	A									1	1	入学・転学事務、指定校変更・区域外就学事務及び年齢簿の編成事務を行う。	ク	法令により義務付けられている事務であり、住民基本台帳システムとの連動により各区役所・支所での手続きが完了し、個別に相談を必要とする場合はほぼワンストップとなり保護者の負担を軽減できている。今後も円滑に業務が行われるように検討しつつ継続する。	5.0			1			学事課	ク-1	
101	外国人学校就学補助事業	外国人学校就学補助事業	3,120	C										1	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者へ補助金を交付し、経済的負担の軽減を図る。なお、この事業における外国人学校とは、学校教育法第134条の規定に基づく許可を受けた各種学校のうち、義務教育相当年齢の児童生徒を教育するものをいう。 補助金の額...学齢児童1人につき年額2万円、学齢生徒1人につき年額4万円	ク	外国人学校は私立学校振興助成法に基づく国の助成制度が適用されないため、学校運営や施設管理に係る経費について、保護者の負担が大きい。この事業は、そうした保護者の負担を軽減するものであり、継続した実施が必要である。	0.1			1		1	学事課	オ-5	
102	入学準備金・奨学金貸付等事業	入学準備金・奨学金貸付事業	78,608	C	1	1								1	学ぶ意欲がありながら、経済的な理由で高校・大学への修学が困難な生徒・学生に対し、入学準備金又は奨学金を無利子で貸し付ける。 入学準備金貸付額...高校20万円以下、大学40万円以下 / 奨学金貸付額...高校月額1万5千円、大学月額2万5千円	ク	景気の低迷や雇用情勢の悪化により、家庭の経済的な理由により貸付を希望する生徒・学生が年々増加している。高校授業料の無償化が実施されても、入学金や教科書代、修学旅行費などの負担が大きい。また、(独)日本学生支援機構の奨学金だけでは学費を支払えないなど、この事業に対する需要がつかえることなく、継続した実施が必要である。	1.0			1			学事課	ケ	
103	入学準備金・奨学金貸付等事業	交通遺児等奨学金	336	C		1									交通事故により両親のいずれかが死亡し、又は心身に著しい障害がある状態となった場合に、その遺児等を養育する保護者に対し、遺児等1人あたり月額2千円の奨学金を支給する。	ク	生計中心者を交通事故で失い、経済的に厳しい状況となった家庭の教育費負担を軽減するものであるが、制度の見直しを含めて継続した事業の実施が必要である。	0.1			1		1	学事課	ア-2	
104	教育扶助事業	教育扶助事業	259,608	C										1	経済的な理由で、小・中学校へ通う子どもの学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助する。	ク	経済情勢の悪化に伴い、経済的な理由により就学援助を必要とする保護者が年々増加しているが、認定基準や支給内容の見直しを検討し、継続した事業の実施が必要である。	2.0			1		1	学事課	イ-3	
105	事務局運営事業	事務局運営事業	189	C									1	1	事務局を管理運営するとともに、他市の調査統計・広報等の情報交換及び連絡調整を図る。	ク	事務の遂行上必要なものであるが、運営上についても改善を図りながら継続していく。	1.0			1			学事課	ク-1	
106	職員人件費	職員人件費(教員特別手当)	36,911	C									1	1	職員人件費(教員特別手当)	ク	学校教育の水準の維持向上は、教職員の資質によるところが大きいことから、他業種へ優秀な人材が流出することを防ぐことが必要不可欠であることから一般の公務員と比較し、必要な優遇措置が講じられているところである。今後も人事委員会勧告や報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。				1			教職員課	ケ	
107	職員人件費	職員人件費(特殊勤務手当)	18,173	C									1	1	職員人件費(特殊勤務手当)	ク	特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないこと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する手当であり、職務給的性格を有するものである。今後も、国の動向等に注視し、適正かつ公平な手当制度を確保していくこととする。				1			教職員課	ケ	
108	事務局運営事業	教員採用選考試験事業	4,630	C										1	小・中・特別支援学校の教員の募集、広報活動を行うとともに教員採用選考試験を公平・公正・厳正に実施し、資質の高い教員を確保する。	カ	教員採用選考試験の募集内容、実施要項などを広く一般や大学に広報するため、パンフレット等の充実を図る。(DVD作成、携帯サイトの活用等)また、大学説明会の拡大、大学との連携を図り教員志願者向け講座等を開設するなどし、さらに質の高い教員を確保する。(コラボしている大学)	2.0			1			教職員課	オ-9	
109	事務局運営事業	学校法律問題解決支援事業	2,390	C									1	2	学校で発生する種々の問題に対し、法律に照らした適切な判断を下して対応することを可能とし、円滑で速やかな解決を助けることにより、学校と保護者や地域の方々との関係をよりよいものとする。	ク	学校で発生する数々の問題に対し、法律に照らした適切な判断を下して対応することにより、適切な学校運営を行うことができる。また、教職員の負担を軽減し、学校を支援するために継続していく。	2.0			1			教職員課	ウ-3	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	方向 性			見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3					
110	事務局運営事業	事務局運営事業	2,867	C											1	1	教職員課の各業務を円滑かつ適切に運営する。	ク	教職員課の業務を運営していく上で必要な経費であるため、事務の効率化を図りながら継続していく。	1.0	0.0	0.0	1					教職員課	ク-1
111	事務局運営事業	教職員人事給与管理システム維持管理事業	3,410	B											1	3	政令市移行時に埼玉県との申し合わせによる事業である。教職員人事給与管理システムは市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事情報、給与情報を管理し、法改正や仕様変更等に対応させるものである。	オ	教職員人事給与管理システムを埼玉県の条例改正等制度変更に対応させるために委託費用が発生している。埼玉県で使用しているシステムを借用してデータを管理していけば委託費用が削減できるので、システムの維持、管理について埼玉県と協議する。	3.0	0.0	0.0	1					教職員課	オ-5
112	教育団体等補助事業	校長会等補助事業	105	C											1	4	市立小・中学校の校長、教頭等が加入する政令指定都市で組織する教育団体を活性化し、また、本市校長会、教頭会等と他の教育団体との交流を促すため、負担金を支出するもの。	ク	政令指定都市で組織する教育団体への加入は、情報交換等の場としては大変重要であり、学校経営の充実、学校管理職員等の資質の向上には欠かせないため、効果を検証しながら引き続き事業を実施する。	1.0			1		1			教職員課	オ-8
113	小学校管理運営事業	少人数指導サポート事業	129,814	C												1	1	市立小学校における基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図り、児童一人ひとりの理解や習熟度に応じた学習を行うため、少人数指導サポート臨時教員補助員を配置する。	ウ	学校に配置されている臨時職員や非常勤職員の必要性を検証し、他課で配置されている臨時職員や非常勤職員と統合し、効率化を図る。	1.0			1				教職員課	ケ
114	小学校管理運営事業	学校図書館司書配置事業	116,178	C												1	1	児童の読書活動を推進するため、読み聞かせや学習情報の収集・活用を支援し、学校図書館を計画的に活用した多様な指導の展開を図る。	ク	児童の読書活動や学習情報の収集・活用の支援など、費用対効果が十分に得られているため、引き続き事業を実施する。	1.0			1				教職員課	ケ
115	小学校管理運営事業	非常勤講師等配置事業	12,338	C												1	1	市立小学校の教員が研修等により勤務できない場合に、非常勤講師や臨時職員を配置する。	ク	市立小学校の教員が研修、病休、産休等により勤務できない場合に、非常勤講師や臨時職員を配置するため引き続き実施する。	1.0			1				教職員課	オ-5
116	中学校管理運営事業	少人数指導サポート事業	72,543	C												1	1	市立中学校における基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図り、生徒一人ひとりの理解や習熟度に応じた学習を行うため、少人数指導サポート臨時教員補助員を配置する。	ウ	学校に配置されている臨時職員や非常勤職員の必要性を検証し、他課で配置されている臨時職員や非常勤職員と統合し、効率化を図る。	1.0			1				教職員課	ケ
117	中学校管理運営事業	学校図書館司書配置事業	64,923	C												1	1	生徒の読書活動を推進するため、学習情報の収集・活用を支援し、学校図書館を計画的に活用した多様な指導の展開を図る。	ク	生徒の読書活動や学習情報の収集・活用の支援など、費用対効果が十分に得られているため、引き続き事業を実施する。	1.0			1				教職員課	ケ
118	中学校管理運営事業	非常勤講師等配置事業	23,324	C												1	1	市立中学校の教員が研修等により勤務できない場合に、非常勤講師や臨時職員を配置する。	ク	市立中学校の教員が研修、病休、産休等により勤務できない場合に、非常勤講師や臨時職員を配置するため引き続き実施する。	1.0			1				教職員課	オ-5
119	幼稚園管理運営事業	幼稚園管理運営事業	4,369	C												1	1	さいたま市立幼児教育センター付属幼稚園において、教育活動の向上と充実した活動を行い、さらに研究活動を行うため臨時職員を配置し運営にあたる。	ク	さいたま市立幼児教育センターの研究実践園として付属幼稚園を運営するにあたり、他の私立幼稚園の状況をふまえ、保育のみならず相談、研究活動の充実を図りながら臨時職員を継続する。	1.0			1				教職員課	ア-3
120	教職員健康診断事業	教職員健康診断事業	44,413	C												1	3	法令に基づき定期健康診断、VDI業務特殊健康診断、重症心身障害者等介護従事者特殊健康診断(養護学校教職員対象)、胃検診、教員採用前健康診断、有機溶剤・特定化学物質取扱者健康診断(法定)、B型肝炎予防接種(養護教諭対象)(法定外)等を実施し、教職員の健康維持と疾病の早期発見を図る。	ク	安定的で充実した学校運営を実施していくうえで、教職員の健康維持は必要であり、任命権者の責務として引き続き事業を実施していく。	1.0			1				教職員課	イ-4

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3			
121	教育団体等補助事業	公立学校共済組合補助事業	41,712	C										1	4	さいたま市立学校の教職員が加入する、公立学校共済組合埼玉支部に負担金を支出するもの。	ク	厚生制度を企画し実施する責任は、本来任命権者が負うところであり、公立学校共済組合が実施する人間ドック等の健診事業に対して補助金を交付することにより、その責務を果たしている。また、県内他市町村との間に、職員の健康維持に対する取組に格差が生じることの無いよう、引き続き事業を実施していく。	1.0				1		1		教職員課	ク-1
122	高等学校管理運営事業	高等学校管理運営事業	37,829	C										1	1	市立高等学校に、学校の特色を生かしつつ、生徒の興味・関心、能力に応じた学習を行うため、非常勤講師を配置する。	ク	高い専門性が求められる高等学校においては、専任の教員だけで教科指導や部活動指導を行うことは難しい状況にある。今後も、生徒の興味・関心・能力に応じて、将来の目標に合わせて自ら選択できる教育課程を編成するため、引き続き実施する。	1.0				1				教職員課	オ-7
123	学校教育推進事業	なわとび・逆上がりプロジェクト	5,500	C		1		1							1	各学校におけるなわとびや鉄棒(逆上がり)の取組を推進し、児童一人ひとりが運動に親しむ習慣をはぐくみ、体力の向上を図る。	ク	長なわ8の字跳びへの参加グループの増加や逆上がり成就率の向上を目指し、今後も効果的に推進していく。	1.0				1				指導1課	ク-1
124	学校教育推進事業	理科支援員配置事業	17,207	C		1									1	小学校の理科の授業における観察、実験の時間を十分に確保し、一人ひとりの興味・関心や習熟の程度に応じた支援を図るなどして、理科教育の一層の充実を図るため、小学校5・6年生の理科の授業において、授業の準備や学習指導の補助などを行う理科支援員を配置する。	ウ	体育授業サポーター、理科支援員、学習支援ボランティア、自然の教室補助員、日本語指導員及び教職員課と指導2課の臨時職員や非常勤職員と統合し、効率化を図る。	1.0				1				指導1課	ケ
125	学校教育推進事業	学校評価システム推進事業	100	A										1	1	各学校が、自校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るとともに評価結果を広く保護者等に公表していく。教育委員会では、結果を取りまとめ関係各課に情報提供するとともに、学校への訪問の際に活用している。	ク	自己評価については、学校教育法及び学校教育法施行規則によりその実施、公表が義務付けられている。	1.0				1				指導1課	ク-1
126	学校教育推進事業	学校図書館の充実事業	8,505	C											2	心豊かでたくましい児童生徒を育成するため、市立図書館と各学校の図書館を結びネットワーク便を運行し、学校図書館を学習・情報センター及び読書センターとして計画的・積極的に活用する。	ク	学校の教育活動を充実させるために、学校図書館司書等の研修会を通してネットワーク便で運搬する本の冊数を増やすなど、学校図書館教育の充実に努め、児童生徒の読書活動を一層支援していく。	1.0				1				指導1課	ク-1
127	学校教育推進事業	大学連携コラボレーション推進事業	605	C		1		1							1	大学と連携し、学生による児童生徒への学習支援などの教育ボランティア活動や、大学教授等を講師とした教育研修会、学生へのキャリア教育等を実施し、教員の資質の向上と学校教育の充実を図る。	オ	学習支援ボランティアについては他のボランティアとの統合等の改善を図り、大学との連携を一層推進する。	1.0				1				指導1課	オ-8
128	学校教育推進事業	夢工房 未来くる先生 ふれ愛推進事業	3,060	C											1	子どもたちの好奇心を伸ばし、市への愛着を深め、キャリア教育の一環として、望ましい勤労観や職業観を育成するため、文化・芸術及びスポーツの分野におけるトップレベルの実績をもつ講師を派遣する。	カ	児童の好奇心の向上、望ましい職業観の育成に効果が認められるため、小学校から幼稚園・中・特別支援学校へも派遣を拡大する。	1.0				1				指導1課	ク-1
129	学校教育推進事業	学習指導要領改訂に伴う整備事業	111,203	C										1	1	小中学校が適切な教育課程の編成・実施ができるようにするとともに、新学習指導要領の趣旨を徹底するため各種資料を作成し、適切な教育課程の編成と実施を推進する。	カ	平成23年度は小学校用教科書採択に伴い学校で使う指導書や教材をすべて入れ替える必要があるため、事業を拡大する。	6.0				1				指導1課	ク-1
130	学校教育推進事業	学びの向上さいたまプラン推進事業	279	C										1	1	児童生徒の確かな学力の向上を目指した「知」に関する教育のプラン「学びの向上さいたまプラン」を策定し、「指導内容・方法の工夫改善」「教員の指導力の向上」「教育条件・教育環境の整備」を柱とした様々な施策を展開している。	ク	プランの効果を検証し、事業のより効果的な実施方法を研究していく。	1.0				1				指導1課	オ-9
131	各種競技大会事業	各種競技大会事業	7,557	C										1	1	生徒の全国大会や関東大会の出場支援や、競技大会の安全で円滑な運営を実施する。	ク	より一層安全な大会運営と、児童生徒の意欲的な参加が図られるよう工夫していく。	2.0				1				指導1課	オ-8

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該当 なし			方向 性	見直し 内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3			
132	生涯スポーツ振興事業	生涯スポーツ振興事業	7,917	C				1							4	小学校体育・中学校体育の振興と児童生徒の体力向上を図るため、さいたま市小学校体育連盟・中学校体育連盟と連携し、事業を実施する。	オ	体育連盟と連携の方法を改善しながら、事業を推進していく。	2.0				1				指導1課	オ-9
133	研究奨励・研究委嘱事業	研究奨励・研究委嘱事業	12,912	C		1									1	学校教育の一層の充実を図るために必要な研究の委嘱及び教職員研修等を行う。	ウ	成果を共有することにより、学校の教育活動の充実を図るため、指導2課の特別支援教育研究等とあわせて効率的な運営に向けて統合を検討していく。	1.0				1				指導1課	オ-7
134	少年自然の教室推進事業	少年自然の教室推進事業	11,970	C											4	豊かな自然環境の中で、心身ともに健全な児童生徒の育成を図る事業である。	ウ	館岩少年自然の家の施設拡充等を通して、関係各課で分担している事務内容を見直し、効率的な実施の観点から事務の統合を検討していく。	1.0				1	1	1	指導1課	ウ-3	
135	生徒海外交流事業	中学校国際交流事業	9,696	C	1										2	さいたま市立中学校生徒を海外の姉妹都市に派遣し、英語学習や国際理解への興味・関心を高め、国際交流及び国際親善の一層の充実を図る。	ク	生徒一人ひとりに目的意識をもたせるように活動内容を工夫し、国際交流親善が一層充実するようにする。	7.0				1		1		指導1課	オ-8
136	国際理解教育推進事業	日本語指導員派遣事業	9,574	C											1	さいたま市立小・中学校に在籍する、日本語活用能力又は生活習慣に困難を伴うおそれがある帰国・外国人児童生徒に対し、日本語指導員を派遣し、日本語指導等を行う。	ウ	体育授業サポーター、理科支援員、学習支援ボランティア、自然の教室補助員、日本語指導員及び教職員課と指導2課の臨時職員や非常勤職員と統合し、効率化を図る。	1.0				1				指導1課	ケ
137	国際理解教育推進事業	国際教育主任研修等推進事業	270	C											1	さいたま市立小・中・特別支援学校の国際教育主任を対象とする研修会を実施するとともに、各学校の国際教育、姉妹校等交流を支援し、さいたま市立小・中・特別支援学校における国際教育、国際交流等の充実を図る。	ク	国際教育主任研修会や姉妹校等交流の効果的な実施方法を検討し、さいたま市の国際教育の一層の充実・推進を図っていく。	1.0				1		1		指導1課	ク-1
138	英語教育充実推進事業	さいたま市小・中一貫「英会話」推進事業	266,459	C				1							1	国際社会をたくましく豊かに生きる児童生徒の育成を目指し、小学校第5学年から中学校第3学年まで5年間を見据えた小・中一貫のカリキュラムに基づいて、児童生徒の「英語によるコミュニケーション力」の育成を目指す。	ク	外国人指導助手(ALT)、英会話講師(JAT)と連携して事業を行うことにより、効果的な実践がなされている。独自カリキュラムを研究し、英語によるコミュニケーション力の育成に一層努めていく。	4.0				1		1		指導1課	オ-5
139	幼稚園管理運営事業	幼稚園管理運営事業	970	C		1									1	幼児教育センター付属幼稚園の運営を行う。	ク	他市の保育料を研究しながら、付属幼稚園の運営面での円滑化を図り、教育活動を一層充実させる。	1.0				1	1	1	指導1課	ケ	
140	幼稚園振興事業	幼稚園振興事業	4,518	C				1							1	幼児の家庭教育のための相談や幼児教育のための研修及び講座、調査及び研究を実施し、幼児教育の振興を図る。	イ	幼児教育の振興の充実を推進していくが、幼児教育相談事業については縮小を前提に見直す。	1.0				1		1		指導1課	ウ-3
141	環境教育推進事業	環境教育推進事業	5,552	C											1	自然、社会及び人間に対する豊かな感受性をもち、よりよい環境づくりや環境保全に主体的な行動がとれる児童生徒の育成を図るため、学校や地域などの身近な環境を把握し、自然や地域社会との触れ合いを大切にしながら環境教育を積極的に推進する。	ク	他部局等との連携を深め、より効果的な実施方法について研究していく。	2.0				1				指導1課	ウ-3
142	教育振興基金積立金	教育振興基金積立金	280	C											1	次代の日本を担う青少年を育成する教職員に、国際的視野に立った識見及び教職に対する誇りと自覚を高めさせることを目的として設立された「井原氏教育振興基金」と「武井武氏教育振興基金」を、三市合併の際にさいたま市教育振興基金とし、この基金を基に教員を海外に派遣する。	ア	本基金について、他の基金に統合又は廃止を検討していく。	1.0				1				指導1課	ア-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2
143	学校教育推進事業	部活動指導員配置事業	21,211	C		1								1	専門的指導力を備えた「部活動指導員」を派遣し、部活動の充実と振興を図る。	ウ	体育授業サポーター、理科支援員、学習支援ボランティア、自然の教室補助員、日本語指導員及び教職員課と指導2課の臨時職員や非常勤職員と統合し、効率化を図る。	1.0			1				指導1課	ケ
144	学校教育推進事業	小学校体育授業サポーター配置事業	20,800	C										1	教員の指示のもと、体育実技の示範等を行い、体育授業の活性化と本市児童の体力向上を図る。配置を希望する学校に、予算の範囲内において配置する。派遣については1日5時間、週1～5回の範囲とする。本年度より臨時職員として、直接雇用とした。	ウ	体育授業サポーター、理科支援員、学習支援ボランティア、自然の教室補助員、日本語指導員及び教職員課と指導2課の臨時職員や非常勤職員と統合し、効率化を図る。	2.0			1				指導1課	ケ
145	学校教育推進事業	学校飼育動物相談・巡回診察事業	1,361	C					1						適正な動物飼育環境整備等のため、学校飼育動物巡回診察や学校飼育動物飼育相談、学校飼育動物担当者研修会などを行う。	ク	関係諸団体等との連携強化により、一層効果的な実施を図る。	1.0			1				指導1課	オ-10
146	学校教育推進事業	音楽教育推進事業	11,870	C					1					1	児童生徒の豊かな情操をはくむ等のため、小中合同音楽会や鑑賞教室、中学校吹奏楽部・小学校金管バンドの発表会などを実施する。	ク	各学校からの報告等を参考に、実施方法について研究を深め、見直しを進めていく。	1.0			1				指導1課	ク-1
147	学校教育推進事業	理科教育設備等備品整備事業	10,012	C					1					1	理科教育振興法に基づき、小・中学校の理科教育に係る諸活動の充実を図るため、理科教育等設備整備費による備品を購入する。	ク	小・中学校の理科教育に係る諸活動の充実を図るために効果的な物品を選択し、購入していくようにする。	1.0			1				指導1課	ク-1
148	学校教育推進事業	キャリア教育推進事業	7,211	C									1	1	望ましい勤労観・職業観を育成するために中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」の実施や、進路指導資料の作成などを行う。	オ	現在3～5日で実施している職場体験学習の事業の規模、方法及び安全について研究を進め、改善を図っていく。	2.0			1				指導1課	ク-1
149	学校教育推進事業	出席簿等表簿作成事業	1,935	A									1	1	学校に備えるべき出席簿や児童・生徒指導要録等表簿を作成し、市立幼・小・中・特別支援学校に配付する。	ク	新学習指導要領に即して、児童・生徒指導要録等の表簿を作成し、各学校に配付していく。	1.0			1				指導1課	ク-1
150	学校教育推進事業	体力向上推進事業	1,232	C										1	新体力テスト集計、「さいたま市の学校体育」の作成を行い、活用することで、さいたま市の教科体育を充実させ、児童生徒の体力向上を図る。	ク	新体力テストの集計結果の活用方法や市の体育指導方針を生かした授業について研究を深め、体力向上や安全管理に生かし、事業を継続していく。	3.0			1				指導1課	ク-1
151	学校教育推進事業	学校間文化・運動活動交流推進事業	5,751	C									1	4	文化部全国大会派遣補助や中学校演劇連盟活動支援等により、児童生徒の部活動及び学校間交流の充実を図る。	ク	児童生徒の部活動及び学校間交流について研究を深め、交流活動の一層の充実を図る。	1.0			1		1		指導1課	オ-8
152	学校教育推進事業	教科等学習指導支援事業	4,251	C					1					1	教科等学習の充実を図るため、県児童生徒美術展さいたま市地区展・硬筆展・発明創意くふう展の開催、道徳教育資料集・特別活動指導用リーフレットの作成・配布などを行う。	オ	事業全体を見直し、各事業のあり方について研究し、一層の充実を図る。	13.0			1		1		指導1課	オ-9
153	学校教育推進事業	教育実習受入事業	1,017	C										1	教育実習の円滑で効果的な実施を図るため、必要な支援を行う。	オ	教育実習の受け入れ方法、実施方法について、各大学や関係課と連携を図りながら研究し、事務改善を図る。	1.0			1				指導1課	オ-6



事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2
154	教育相談推進事業	教育相談・教育相談室運営事業	76,456	C		1								2	市内に在住・在学する幼児から高校生及びその保護者を対象として、学校(園)生活にかかわる様々な相談を受けている。学校と連携しながら児童生徒への支援方法を教職員に助言している。面接相談、電話相談及び訪問相談を行っている。現在、市内に4つの教育相談室を設置している。	カ	教育相談員が受持つ相談件数は年々増加している。現状では、市立教育相談室の設置場所が、市北東部(岩槻区)及び南東部(緑区)になく、今後、設置を検討していきたい。「しあわせ倍増プラン2009」にも位置付けられており、拡大したい。	5.7			1				指導2課	ウ-3
155	教育相談推進事業	適応指導教室運営事業	20,023	C									1	1	学校に登校することができない市内在住・在学の小・中学生で、教育相談室の相談を継続的に行い、適応指導教室に通うことで学校に復帰する可能性が見込まれるものを対象に、個々のもつ悩みを適切に把握し、集団生活への適応力や社会性を回復し、学校に登校することができるように支援を行う。	カ	不登校児童生徒は様々な課題を抱えており、相談と指導の一体化を図りつつ、個別に丁寧な指導・支援が必要である。また、適応指導教室に入室する児童生徒も増加傾向にあるため、「しあわせ倍増プラン2009」にも位置付けられているとおり、指導員等の拡大が必要である。	2.5			1	1			指導2課	ウ-3
156	教育相談推進事業	さわやか相談員配置事業	163,288	C									1	1	全市立中学校57校に配置されたさわやか相談員が児童生徒または保護者等との相談に応じるとともに、学校、家庭及び地域と連携し、健全な児童生徒の育成を図っている。さらに、校区内の小学校の要請にも応え、児童や保護者の相談にも応じている。	カ	小・中学生、保護者ともに相談件数が年々増加し市民のニーズは高まっている。それに応えるため、「しあわせ倍増プラン2009」に基づき、さわやか相談員の人数を増員し、配置拡大する必要がある。	1.5		0.3	1				指導2課	ウ-3
157	教育相談推進事業	スクールカウンセラー等活用事業	83,866	C									1	1	いじめ、不登校等の児童生徒の心の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への指導助言及び児童生徒のカウンセリングを行い、健全な児童生徒の育成を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(臨床心理士)を、全市立中学校(57校)に配置している。小学校については、スクールカウンセラー1人当たり1~2校を担当している。	ク	不登校の改善を図るために需要が増加しているため、小学校の配置も工夫して継続する必要がある。「しあわせ倍増プラン2009」に位置づけられている事業である。	1.5		0.3	1				指導2課	ウ-3
158	教育相談推進事業	教育相談推進事業(特別支援教育相談センター運営)	15,343	C		1								1	発達障害を含む障害等により特別な教育的支援を要するさいたま市内の児童・生徒の教育に関する相談を行う。未就学児の就学や発達に関わる面接相談や学校への訪問相談を継続的に行い、保護者や学校とともに個々の教育的な課題を見つけ、支援の方針を立てる。また、課題に応じて、医療や福祉等の関係機関を紹介したり、ケース会議を行う等、連携して支援にあたる。	カ	相談ケースの増加により、相談員数の増加や相談室の新設を図ることで早期支援、継続した支援を充実させることができる。平成24年開校予定の新設特別支援学校内に設置する相談センターの施設設備の充実、相談員の確保、平成25年予定の現市立特別支援学校の整備に伴う、現相談センターの整備を行う。	1.0		0.3	1				指導2課	ク-1
159	学校教育・中高一貫教育	市立高等学校将来構想検討	215	C										1	・「特色ある学校づくり」計画案に基づき、各学校で将来構想を検討し、平成24年度までにまとめる。	ク	高校教育の底上げを図り、質の高い特色ある学校をつくるとともに、さいたま市の将来を担う人材を育成するために必要である。	1.3			1				指導2課	オ-11
160	学校教育・中高一貫教育	定通教育補助事業	604	C									1	4	県内約1万名の生徒が学ぶ定時制高校及び通信制高校を、魅力ある教育の場として充実させるための補助事業。	ク	負担金の効果的な活用と最大限の費用対効果が達成されるよう、振興会に要望しながら継続させる。	0.9		0.1	1	1			指導2課	ア-2
161	学校教育・中高一貫教育	高校入学者選抜事務	1,764	B		1								1	さいたま市立高等学校入学者選抜に係る学力検査の実施事務。	ク	さいたま市教育委員会が、独自に入学者選抜を実施することはコスト面から難しく、埼玉県教育委員会と合同で実施することで大幅なコスト削減を図っている。今後もより一層の効率化をはかりつつ継続していく。	0.8			1				指導2課	ク-1
162	学校教育・中高一貫教育	授業力向上事業	23	C										2	公開授業と研究協議を活用し、教員の授業力を向上させる事業。	ク	教員の授業力向上は、生徒の学力向上に繋がる。内容や方法を吟味しながら継続させる。	0.4			1				指導2課	ク-1
163	学校教育・中高一貫教育	中高一貫教育推進事業	3,093	C				1						2	さいたま市立浦和中学校の特色ある教育活動の実施及び入学者選抜適性検査の実施に係る事業。	ク	現在でも人気の高い浦和中学校(平成22年度選抜倍率11.4倍)であるが、質の高い特色ある中高一貫教育校づくりを継続させることで、市民のニーズに応えていく。また、浦和中学校で実践された教育の成果を、市内他の中学校に普及させることで、市全体の中学校教育の向上を図っていく。	0.8			1				指導2課	ク-1



事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3	
164	特別支援教育推進事業	特別支援教育研究委嘱	891	C		1						1			1	特別支援教育推進に向けて、教育体制、教育方法について市内小中学校に研究を委嘱する。	ウ	成果を共有することにより、学校教育の充実を図るとともに、指導2課の研究奨励・研究委嘱事業等と併せて実施することを検討していく。	0.3				1				指導2課	オ-7
165	特別支援教育推進事業	特別支援教育就学奨励費補助事業	22,300	C											1	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱を踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、経費の一部を補助することで特別支援教育の普及奨励を図る。	ク	法令に基づく事業であり、事務の適正化を図りつつ特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、継続とする。	0.2	0.1		1			1	指導2課	ク-1	
166	特別支援教育推進事業	改良笛貸与事業	106	C					1			1			1	上肢に障害があり、通常の縦笛等が使用できない児童生徒に対して、障害の状況に応じて改良を施した縦笛を必要な期間貸与する。	ウ	対象となる児童の増減等、また改良の内容によって要する費用が異なる。障害のある児童生徒の学習において必要性の高いものなので拡大写本貸与を統合したうえで、継続して実施する。 平成19年度 1件(88,200円)、平成20年度0件、平成21年度3件(76,650円)	0.1				1			指導2課	ウ-3	
167	特別支援教育推進事業	拡大写本貸与	45	C					1			1			1	視力に障害がある児童生徒に対して、教科書以外の教材の拡大写本を貸与する。	ウ	視力等に障害のある児童生徒にとって必要な図書である。必要額については今後の状況に応じて検討する必要があるが、改良笛貸与と統合して実施する。 平成19年度0件、平成20年度0件、平成21年度1件(7,800円)	0.1				1			指導2課	ウ-3	
168	特別支援教育推進事業	特別支援教育関係補助金等	3,436	C					1						4	特別支援学校等の特別支援教育推進に係る事業を補助するための負担金等である。	イ	特別支援学校の負担金については、各学校の運営上の必要性もあり、こちらの判断のみで打ち切ることはいけませんが、平成21年度新設の上尾かしの木特別支援学校のように後援会費を求めない学校も出てきている。各学校とも協議の上、縮小する方向で検討していく必要がある。	0.1	0.1		1		1	指導2課	ア-2		
169	学校教育・中高一貫教育推進事業	特別支援教育関係研修事業	120	C		1									1	特別支援教育について国や各自治体の最新の情報や先進的な取組に関する研修に教育委員会の指導主事が参加し、その内容を各学校へ広めたり、さいたま市立養護学校の研修の成果を市の特別支援教育推進に活かすことを通して、市全体の教員の特別支援教育に係る資質の向上を図る。	ク	特別支援教育推進に向けて、障害の特性を理解し、多様な児童生徒の実態に応じた支援を具現化できる資質を高めるための人材育成が必要とされている。特に教育委員会の指導主事、特別支援教育を推進する職員等については、専門性が要求されているため、研修の効果を検証しながら継続する。	0.1	0.1		1			指導2課	ク-1		
170	特別支援教育推進事業	学校支援事業	533	C								1			1	各学校の特別支援教育推進体制の充実を図り、一人ひとりの児童生徒に対し、きめ細やかな指導や支援を行うことにより、一層充実した学校生活をおくることができるようにすることを目的とする。 <主要事業> ・支援ファイル、啓発資料等の作成配布 ・特別支援教育コーディネーター研修会の実施 等	ク	・特別支援教育推進を図るために、研修会の充実が必要不可欠である。また、特別支援教育の啓発を図る上でリーフレット等を作成する必要がある。それぞれの内容について、充実させ継続する。	0.1				1			指導2課	ク-1	
171	特別支援教育推進事業	就学支援事業	2,262	C											1	・学校教育法施行令第18条の2を踏まえ、就学予定児童及び学齢児童生徒で、教育形態の変更希望があるものについて、本人の発達や特性について把握し、一人ひとりが能力や可能性を最大限に伸ばせるよう、専門的知識を有するものの意見を聴き、本人にとってもっともふさわしいと思われる教育について保護者と考える。	ク	就学相談のあり方や就学支援委員会の判断の生かし方など毎年見直しながら継続する。	0.7				1			指導2課	ク-1	
172	特別支援教育推進事業	特別支援学級管理運営事業	409	C		1									1	特別支援学級とは、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のことである。さいたま市では、小中学校に「知的障害」「自閉症・情緒障害」「弱視」の学級を設置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行っている。適切な指導を行うために、担当教員の指導力の向上を図る必要があり、特別支援学級担当者研修会、特別支援学級新担当者研修会を実施している。	ク	・障害理解、児童生徒理解、保護者理解、特別支援教育の具体的な指導・支援方法の立案など、特別支援学級の担当者には高い資質が求められるため、児童生徒の実態を踏まえた研修内容の改善充実を図り、教員の資質向上を図る。	0.2				1			指導2課	ク-1	
173	特別支援教育推進事業	通級指導教室管理運営事業	1,034	C											1	通級指導教室とは、通常の学級に在籍し、障害の程度が比較的軽い児童生徒に対して、週1単位時間から8単位時間を標準として指導を行う教室。対象児童は、「難聴・言語」「発達・情緒」に障害のある児童生徒。 年々増加する通級指導教室に通う児童生徒の指導充実のため、担当者への研修を通して通級指導の充実を図る。	ク	年々増加する通級指導教室の充実のため、継続しながら充実させていく。	0.1				1			指導2課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
174	特別支援教育推進事業	新設特別支援学級、新設通級指導教室、特別支援学校の増築	8,600	C									1	1	・障害のある児童生徒の実態や通学の安全利便性などを総合的に考慮し、特別支援学級の増設を進める。 ・通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導・支援を充実するため、各区の小学校に発達障害・情緒障害通級指導教室の新設を進める。 ・肢体不自由のある在籍児童生徒の増加により、現存の市立養護学校を増築する。	カ	平成22年度の市全体の特別支援学級の設置率は、小学校2.7%、中学校2.5%と低い。障害のある子どもも地域で学べるよう「しあわせ倍増プラン2009」にある事業計画に基づき、設置を進める必要がある。通級指導教室(発達障害・情緒障害)については、現在小学校4校、中学校1校に設置している。「市特別支援教育推進計画」に沿って、各区の小学校1校に設置を進める必要がある。	1.0				1	1			指導2課	ケ
175	臨時職員等管理事業	特別支援学級等補助員	48,568	C										1	特別支援学級等において、学級経営の改善を図るとともに、一人ひとりの児童生徒に対し、きめ細やかな指導や支援を行うために、特別支援学級等補助員を配置する。	ク	特別支援学級に在籍する児童生徒には、個別に学習指導することが必要である。また、個別に指導する間、児童の活動を支援したり、安全を確保したりするために、他の児童生徒の行動を見守り、担任を補助するものが必要である。未配置校への配置を含め、継続が必要である。併せて、面接による採用の工夫改善を図り、補助員の資質の向上を図ることも必要と考える。	0.2	0.1		1				指導2課	オ-5	
176	臨時職員等管理事業	通級指導教室補助員配置事業	10,517	C										1	年々増加している通級指導教室に通う児童生徒の指導の充実を図るため、教員免許等の資格を有する補助員を通級指導教室に配置し、指導担当者の補助を行う。	ク	特別支援学級に在籍する児童生徒には、個別に学習指導することが必要である。また、個別に指導する間、児童の活動を支援したり、安全を確保したりするために、他の児童生徒の行動を見守り、担任を補助するものが必要である。未配置校への配置を含め、継続が必要である。併せて、面接による採用の工夫改善を図り、補助員の資質の向上を図る。 平成22年度 通級指導教室設置校11校、平成25年度までに14校に増加	0.2	0.1		1			指導2課	オ-5		
177	臨時職員等管理事業	学校・学級支援員配置事業	70,889	C										1	障害により特別な教育的支援が必要な児童生徒の在籍する学校及び学級、生徒指導上困難な状態が続いている学校及び学級に支援員を配置し、学校及び学級の運営改善を図る。	ウ	他課等で各学校に配置している臨時職員の目的と配置の仕方などについて総合的に整理し、再構築する。	1.0	0.2		1			指導2課	ケ		
178	臨時職員等管理事業	介助員、医療介助員配置事業	7,241	C										1	・肢体不自由のある児童生徒が通う市立養護学校において、教育活動の補助にあたる介助員及び医療的配慮を要するものの補助にあたる医療介助員を配置する。	カ	特別支援教育の充実のため、かつ市立養護学校の児童生徒の増加が見込まれるため、介助のあり方を検討しながら、市立養護学校の環境整備が必要である。	0.5	0.1		1			指導2課	オ-5		
179	特別支援学校管理運営事業	養護学校管理運営事業	32,474	C		1								2	・市立養護学校は肢体不自由の特別支援学校であり、児童生徒の通学バス運行が必要である。また、学校給食法第3条・第5条を踏まえ給食の実施が必要であるため、その委託を行う。	カ	養護学校の児童生徒数が増加しており、スクールバスの増便や、給食提供の増加などの視点で見直していく。	0.5	0.1		1			指導2課	ク-1		
180	特別支援学校新設校建設事業	特別支援学校新設校建設事業	567,000	C		1								1	肢体不自由のある児童生徒の増加、長時間をかけて通学している現状等があるため、市南東部に新設の特別支援学校を設置する。	キ	市南東部に住む児童生徒は、市外の県立特別支援学校へ長時間かけ通学している状況がある。「しあわせ倍増プラン2009」に位置づけられているとおり、特別支援学校の改善と児童生徒が居住地の近くで教育が受けられるよう平成24年に開校するため23年度をもって事業を終了する。	1.0			1			指導2課	キ-2		
181	生徒指導総合計画事業	一人ひとりを大切に信頼関係に立つ教育の推進運動(生徒指導担当協議会)	45	C		1								1	いじめ問題、不登校、暴力、体罰の根絶をめざして、教育委員会では「一人ひとりを大切に、信頼関係に立つ教育の推進運動、強化期間を設定し、研究協議会(研修会)を実施するとともに、各学校では生徒指導体制を総点検し、研修会を実施する。	ウ	「しあわせ倍増プラン2009」におけるあいさつ・礼儀の推進事業に事業を統合していく。	0.8			1			指導2課	ウ-3		
182	生徒指導総合計画事業	さいたま市合同生徒指導委員会実施事業	492	C		1								4	さいたま市内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等と、警察等の関係団体、保護者等が、一堂に会して(総会、地域の集い)連携協力を一層深め、児童生徒の非行・問題行動を未然に防止するとともに、地域ぐるみの青少年の健全育成へ向けた気運を高めるものである。	ク	地域ぐるみで非行問題行動を防いでいくためには、関係している団体や機関の連携を強化する必要があり、そのためには、継続して事業を行なう必要がある。	1.0			1	1		指導2課	オ-6		
183	生徒指導総合計画事業	学校・警察連絡協議会	164	C		1								1	市内7つの学校・警察連絡協議会を組織し、講話、協議、情報交換、街頭補導活動など、年4回全体会を実施し、学校と警察と児童相談所が緊密な連絡協調のもとに児童生徒の非行等を未然に防止して健全な育成を図る。	イ	生徒指導上の問題は、多岐に渡り、依然として深刻な状況にあるなか、家庭、学校、地域等の個々の教育力では、十分ではなく、関係諸機関が連携を深め、それぞれの機能や役割を生かした協働体制を確立しておくことが極めて重要である。事務内容等の簡素化を図り、経費を削減して継続していく。	0.8			1	1		指導2課	イ-1		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3	
184	生徒指導総合計画	「人間関係プログラム」事業	9,852	C									1	2	ク	全さいたま市立学校の小学3年生から中学1年生において、人間関係を構築する際に必要なスキルを学ぶ授業、各教科の授業をはじめとした様々な教育活動での直接体験を通してスキルの定着を図る。学級の状況やプログラムの効果を把握するための調査の3つからなる「人間関係プログラム」を実施し、スパイラル状に子どもたちの人間関係を構築する能力の育成を推進する。	ク	子どもの遊びや環境の変化、人と接する機会の減少等により、児童生徒のコミュニケーション能力の低下が指摘されている中、市では、本事業の取組を通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に成果を挙げた。今後、教員研修の充実、補助資料の作成、PTAへの啓発活動など、工夫改善を図りながら、実施していく。	1.2				1				指導2課	ク-1
185	生徒指導総合計画事業	いじめ対策プロジェクト事業	400	C		1								1	ク	いじめ対策プロジェクトチームを設置し、いじめに対応するための教職員の研修やいじめ問題の解消を目指した取組を実施します。	ク	いじめは、どの子どもにもどのクラスにもどの学校にも起こりうる。国立教育政策研究所の調査で明らかになっている。教育に携わるものとしては、児童生徒が安心・安全な教育環境のもとで、心豊かな人間として成長していけるよう、支えていく義務があることから、いじめ問題の対策として本事業は継続していく。	0.8				1				指導2課	ク-1
186	生徒指導総合計画事業	あいさつ・礼儀	0	C									1	1	カ	児童生徒の生活習慣向上のため、「一人ひとりを大切に、信頼関係に立つ教育の推進運動」の一貫として、新たに、すべてのさいたま市立小・中学校で「あいさつ運動」を実施し、あいさつや礼儀を踏まえた言葉であふれる学校づくりを目指す。また、推進モデル校として、小学校10校、中学校10校を指定委嘱する。	カ	「しあわせ倍増プラン2009」で示しているように、あいさつを交わすことは、良好な人間関係づくりや児童生徒の豊かな心、規範意識を醸成する基礎となる。さいたま市立の全小・中学校があいさつ運動を展開し、家庭や地域と連携しながら様々な活動にとりくむことは、人づくり・社会づくりとして大切である。今後、研究校での実践例等をまとめ提供する方向です。	0.4	0.1		1				指導2課	ウ-3	
187	健康教育指導事業	研修事業	5,471	C		1								1	ク	児童生徒の多様な健康課題を解決するために、教育公務員特例法の趣旨に基づいて、養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員等の初任者研修を始めとした年次研修や関係職員の現職研修を企画・運営する事業である。	ク	教育の質の維持・向上のために、教職員等への研修は欠かせないものである。加えて、22年度より、これまで埼玉県に委託していた養護教諭および学校栄養職員等の経験者研修をさいたま市が単独で実施することとなったため、独自の研修方法を構築する必要がある。	3.0				1	12		健康教育課	オ-5	
188	健康教育指導事業	歯科保健事業	2,680	C		1								2.4	ク	健康日本21及びさいたま市ヘルスプラン21において、歯の健康が目標として設定されている。これに基づき、児童生徒の生涯にわたる歯・口の健康づくりを目指し、学校歯科保健活動を推進していくための事業である。	ク	本事業の実施によって、着実な成果が見られているので、引き続き、むし歯予防などの児童生徒の生涯にわたる歯・口の健康づくりを推進していく必要がある。	1.0				1	1		健康教育課	ク-1	
189	健康教育指導事業	学校防犯体制整備事業	120,711	C				1						2.4	ク	防犯ボランティア活動の推進や「子どもひなん所110番の家」の設置、警備員の配置等に取り組み、学校の安全対策の充実、強化を図る。	ク	これまでも「学校安全ネットワーク」の拡充に努めてきたが、防犯ボランティアや警備員と連携して、地域全体の防犯力も高めながら学校防犯体制を整備する必要がある。	2.0				1			健康教育課	ケ	
190	健康教育指導事業	学校における食育推進事業	10,951	C		1								1	カ	食育基本法や学校給食法の趣旨に則り、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができるための知識や能力等を発達段階に応じて総合的に身に付けさせるための事業である。	カ	さいたま市の未来を担う子どもたちが、豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、「食」が重要である。食育推進への期待は大きく、実施にあたっては指導体制を充実させなくてはならず、さらに拡大して取り組む必要がある。	3.0				1	1		健康教育課	ク-1	
191	健康教育指導事業	健康教育啓発事業	492	C									1	1	ク	児童・生徒の健康課題について、教職員、保護者、地域に向けて啓発し、学校、家庭、地域、関係機関との連携を高め、学校健康教育を推進していくための事業である。	ク	指導内容、配布部数の検討を行ない引き続き事業を実施する。	1.0				1	1		健康教育課	オ-9	
192	学校給食管理運営事業	学校給食管理運営事業	2,368,464	C				1						2	ク	単独校調理場(給食室)の維持管理および運営を行う。	ク	単独校調理場(給食室)の全校整備化により、管理対象となる調理場も増加するため、事業費は拡大する方向だが、調理業務の民間委託化などの取り組みにより、効率化を図ってまいりたい。	3.5				1			健康教育課	ク-1	
193	給食施設整備事業(健康教育課)	給食施設整備事業(健康教育課)	28,850	C										1	ク	給食センターから給食の提供を受けている全市立小・中学校に単独校調理場(給食室)を整備する事業のうち、健康教育課の所管は給食室内で使用する消耗品及び備品の購入費。	ク	購入する物品の数などを精査し、事業費の縮減に努める。	0.5				1			健康教育課	ク-1	
194	準要保護児童生徒給食援助事業	準要保護児童生徒給食援助事業	340,000	C									1	1	ク	経済的理由等により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費の援助を行う。	ク	経済・雇用状況などの時代背景や他の関東指定都市の実施状況からみて現制度を継続すべきと考える。	1.0				1	1		健康教育課	イ-3	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2
195	学校保健事業	学校保健室運営事業	51,813	C		1							1	学校保健安全法に基づき、児童生徒が健康で有意義な学校生活を送ることが出来るよう、学校に保健室を設置しこの運営を行う。	ク	保健室運営について、コスト削減に努めるとともに、備品等の購入方法について改善しながら事業を継続する。	1.0	0.0	0.0	1				健康教育課	ク-1
196	学校保健事業	学校環境衛生検査事業	12,434	C		1							3	児童生徒が、健康で快適な学校生活を送ることができるよう、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準が維持できるよう、水質検査等の環境検査を実施する。	ク	引き続き、児童生徒が健康的かつ快適な学校生活を送ることができるよう水質検査等の環境検査事業を継続する。	0.4	0.0	0.0	1				健康教育課	ク-1
197	学校保健事業	学校保健会関連事業	1,962	C		1							1	学校教育における保健衛生の研究や普及発展を行う。	ク	学校教育における保健衛生の研究及び普及発展のため、今後も引き続き実施していく。	1.0	0.0	0.0	1		4		健康教育課	オ-8
198	児童生徒健康診断事業	児童生徒健康診断事業	474,128	A									1	さいたま市立学校の児童・生徒を対象に学校保健安全法に基づく各種健康診断等を実施する。	ク	各種健康診断等を実施することにより、児童生徒の健康状況を的確に把握し、心身共に健康的な学校生活が送れるように今後も事業の継続をする。	1.0	0.0	0.0	1				健康教育課	ク-1
199	要保護等要保護児童生徒医療費援助事業	要保護等要保護児童生徒医療費援助事業	13,241	C									1	経済的理由で、政令に定められた疾病治療に対する医療費を支払うことが困難な要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学校教育法及び学校保健安全法に基づき医療費を援助する。	ク	経済的理由で医療費を支払うことが困難な要保護及び準要保護児童生徒の保護者への負担を軽減するため、子育て支援医療費助成制度とは分けて、今後も事業を継続する。	1.0	0.0	0.0	1				健康教育課	イ-3
200	学校災害救済制度事業	学校災害救済制度事業	4,504	C		1		1					1	学校管理下において発生した事故により児童生徒が負傷、疾病等をした場合に、学校災害救済制度において、保護者の負担を軽減することを目的とする。	ク	学校管理下における災害に対し、災害を受けた児童・生徒の救済を同制度により図り、学校教育の円滑な実施に資するため今後も継続して行う。	0.4	0.0	0.5	1		1	1	健康教育課	イ-3
201	学校災害救済制度事業	日本スポーツ振興センター事業	102,553	C									1	学校管理下における事故により児童生徒が負傷、疾病等をした場合に、保護者の負担を軽減することを目的とする。	ク	学校管理下で被災した児童生徒の保護者への負担を軽減するため、引き続き必要な給付を行っていく。	1.0	0.0	0.5	1		1	1	健康教育課	ク-1
202	学校災害救済基金積立金	学校災害救済基金積立金	559	C									1	市立幼、小、中、高等学校及び特別支援学校において、学校の管理下で発生した児童生徒の事故災害を救済するための基金積立に係る預金利子	ク	引き続き効率のよい運用を行う。	0.2	0.0	0.0	1		1	1	健康教育課	イ-3
203	教育研究所管理運営事業	さいたま市立教育研究所管理運営事業	26,036	C									2	研究所で開催される教職員の研修会や各種会議が円滑に実施できるよう、適正に施設・設備等の維持管理業務を遂行する。	イ	警備員による夜間警備を、夜間機械警備に切り替えて対応しているが、警備員の勤務時間をさらに短縮するなどの検討を行い、経費の削減を図っていく。	2.0		0.9	1				教育研究所	イ-1
204	教育研究所管理運営事業	学習状況調査事業	2,447	C		1		1					1	本市独自の「さいたま市小・中学校学習状況調査」は、今年度で6年目になる。調査実施に当たっては、「調査委員会」を組織する。委員会は、各教科部会を開催し、調査問題の作成と調査結果の分析を行う。また、平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査と合わせて、調査結果について詳細な分析を行い、研修会の開催や刊行物等によって、指導方法の改善について各学校に提言する。	カ	市独自の学習状況調査をさらに充実させていくため、「生活に関する調査」は引き続き実施し、学力や生活習慣等との関連も分析しながら情報を学校に積極的に提供していく。さらに、本市の児童生徒の学力や学習状況等の課題をより詳細に把握し、教育指導の改善に資する調査とするため市の学習状況調査についてさらに検討していく。	2.9			1				教育研究所	オ-7

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
205	教育研究所管理運営事業	カリキュラムサポートセンター事業	4,065	C				1						1	・教員の授業づくりや研修に生かせる、教育図書及び各学校の学習指導案や研究紀要などを取り揃え、図書資料室等の利用促進を図る。また、教員の教材開発や授業作りの相談に対応し、具体的な指導方法や資料等の活用の仕方などについて助言する。 ・全国の教育研究所や指定都市教育委員会との連携を密にし、教育指導の方法等についての研究協議の充実を図り、学校教育の資質向上のための情報収集を行う。	ク	市立小・中、特別支援学校等で行われた研究授業等の優れた資料を積極的に収集しているが、さらに「授業の達人の授業」や各学校で行った「研究発表の指導案」等についても、迅速に集約・整理して学校現場へ情報発信していく。	1.9			1		1			教育研究所	イ-4
206	教育研究所管理運営事業	教職員研修事業	5,000	C		1		1						2	教育公務員特例法を踏まえ、市立学校等教職員を対象に、キャリアステージや学校の課題、教職員のニーズに対応した多様な研修を実施し、教師としての強い使命感と教育に対する情熱を培い、豊かな人間性やより高度な専門的知識・技能を身に付け、教師としての実践的な指導力の育成を図っている。	ク	教職員研修会実施後には、その都度評価を行い、研修会をより実効性のあるものに改善してきており、研修会参加者の9割以上が目標を達成できたと回答している。今後も、研修会実施後の実効性等についての「アンケート・研修効果測定」をきめ細かく行い、研修内容をさらに改善しながら事業を継続していく。	4.9	0.5	1					教育研究所	イ-4	
207	教育研究所管理運営事業	教職員法定研修事業	1,232	A									1	1	教育公務員特例法第23条に基づく新規採用小・中学校教員等を対象とした初任者研修では、所属校における学校研修と教育研究所等における機関研修を実施し、教師としての使命感を培うとともに実践的指導力の育成を図っている。教育公務員特例法第24条に基づく採用10年目の小・中学校教員等を対象とした10年経験者研修では、学校研修と機関研修、また、民間企業での企業体験研修を実施し、資質の向上とミドルリーダーの育成を図っている。	ク	・さいたま市独自で採用する教員が年々増加し、それに伴い10年経験者研修該当教員の人数も年々増加してきている。他の研修会同様、経費の見直しを行ったり、研修会後に研修会のアンケート調査や研修に関する効果測定を実施したりしながら、研修内容のさらなる改善・充実を図り、事業を継続していく。	4.9	0.5	1					教育研究所	ク-1	
208	教育情報ネットワーク推進事業	メディアリテラシー教育推進事業	7,720	C				1						2	携帯・ネットアドバイザーを委嘱し、携帯・ネットアドバイザーを講師とした児童生徒・保護者・地域・教職員対象の「携帯・インターネット安全教室」を市立小・中・特別支援学校で実施するとともに、市立小・中・高・特別支援学校の「学校非公式サイト」等の監視と削除要請を行う。	ク	携帯・ネットアドバイザーによる携帯・インターネット安全教室は児童生徒の安全な生活のため今後も継続して行っていく。また、現在、児童生徒が誹謗中傷等の事件に巻き込まれないよう学校非公式サイト等の監視を行っているが、今後については、マニュアル等も整備しながら各学校でも監視を行えるようにして、メディアリテラシー教育の充実を図っていく。	1.0			1				教育研究所	ク-1	
209	教育情報ネットワーク推進事業	教育の情報化推進事業	5,240	C										2	教職員一人一人が子どもとふれあう時間を増やし、児童生徒理解を深めたり学習の効果を高めたりするために、校務用コンピュータを教職員一人1台導入し、校務の効率化を図る。また、セキュリティを確保した職員室内のネットワークシステムを構築し、研修会等の実施によりその効果的な運用を図る。	ク	平成21年度末に各学校に配置した校務用コンピュータを有効に活用するため、各学校担当者への研修会を実施し、効果的な利活用が図れるようにしている。今後は各学校の優れた取り組みも積極的に学校や教職員にPRしながら、研修会をさらに充実させていく。	1.5			1				教育研究所	ク-1	
210	教育情報ネットワーク推進事業	情報教育の充実	819,914	C										2	市立小・中・特別支援学校において、ICTを効果的に活用した「分かる授業」の充実及び情報教育の推進を図る。併せて、児童生徒及び教職員の情報活用能力を育成する。	ク	配置したICT機器を効果的に活用できるよう、研究校の実践やアンケート調査結果を参考にしながら業務を継続していく。また、効果的な利活用については、機会あるごとに学校や教職員に積極的にPRしながら事業を進めていく。また、今後建築される予定の新設校へのPC配置や特別支援学校へのPC配置についても研究しながら対応していく。	4.9	1.0	1					教育研究所	ク-1	
211	少年自然の家管理運営事業	少年自然の家管理運営事業	108,804	C		1								2	「自然に触れ」「自然に学び」「自然で鍛える」という理念に基づいて行われる自然体験活動や集団宿泊をとおり、自然との対話や仲間との深いかわり合いを体験し、児童・生徒の健全育成を図る館岩少年自然の家及び赤城少年自然の家を、維持管理するための事業です。	ウ	旧市の施設を継続して利用していることから分散して所在しており、運営効率の向上や受益差を解消させるためにも、施設の統廃合が必要で	3.0	0.8	1	1	1		館岩少年自然の家	ウ-2		
212	少年自然の家野外活動事業	少年自然の家野外活動事業	74,368	C									1	1	学習指導要領に基づく自然体験活動の充実のため、都市部で生活するさいたま市の児童・生徒が、この施設を活用した多岐にわたる野外活動をとおり、自然への畏敬の念、集団の一員として他者を思いやる心、規律ある態度等を育て、社会性・協調性をはくむことを目的とした事業です。	ク	旧四市合併後は利用する学校数が激増したため、少年自然の家以外の保養施設も使用して対応していますが、施設環境による制約が大きく影響し、活動による受益差が生まれています。こうした事象の改善を模索しながら、引き続き事業を継続させる必要があります。	9.0	2.0	1	1	1		館岩少年自然の家	ケ		
213	与野本町学校給食センター管理運営事業	与野本町学校給食センター管理運営事業	83,326	C				1						2	学校給食法を踏まえて、学校教育の一環として学校給食を各小中学校に提供することにより、児童生徒に日常生活における食事について正しい理解と習慣を養い、学校生活を豊かにし明るい社交性を養うために実施している。平成22年度は、小学校4校(柏崎、和土、新和、城南)と城南中学校の計5校に学校給食を提供する。(1,655食/日) 与野本町学校給食センターの施設の維持管理を行う。	ク	学校給食を岩槻区内の小中学校(22年度:5校)に提供。今後、自校給食方式に全て移行終了後、既存する小学校の自校給食室の老朽化に伴う改修工事を行う期間中は、他の施設では学校給食を提供できないため、学校給食を提供するバックアップ施設として有効活用を図るものです。	9.8	2.3	22.0	1		1		与野本町学校給食センター	ア-1	
214	旧日進学校給食センター管理運営事業	旧日進学校給食センター管理運営事業	1,195	C				1						2	平成16年3月31日に廃止した日進学校給食センターの管理を行う。	キ	同センターは、市の方針で自校給食方式の移行に基づき、平成15年度末で廃止。跡地の利活用について全庁的問題と捉え平成15年12月に市に調整を依頼。平成21年2月、市から同センターの跡地活用は、「都市公園」として整備決定。今後、解体及び解体後等を含め関係部署等と調整・協議をし事業を進めてまいります。				1				与野本町学校給食センター	キ-2	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性			職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3				
215	旧日進学校給食センター管理運営事業	旧日進学校給食センター解体工事事業	2,505	C									3	旧日進学校給食センターを解体し、跡地を都市公園課に引継ぐ。都市公園課が今後、都市公園として整備していく。	エ	同センターは、市の方針で自校給食方式の移行に基づき、平成15年度末で廃止。跡地の利活用について全庁的問題と捉え平成15年12月に市に調整を依頼。平成21年2月、市から同センターの跡地活用は、「都市公園」として整備決定。今後、解体及び解体後等を含め関係部署等と調整・協議をし事業を進め、解体終了後、都市局へ用地を移管します。	0.2			1							与野本町学校給食センター	エ-2
216	岩槻学校給食センター管理運営事業	岩槻学校給食センター管理運営事業	111,227	C				1					2	学校給食法を踏まえ学校教育の一環として学校給食を各小中学校に提供することにより、児童生徒に日常生活における食事について正しい理解と習慣を養い、学校生活を豊かにし明るい社交性を養うために実施している。平成22年度は、小学校9校(岩槻・太田・川通・慈恩寺・河合・東岩槻・城北・上里・西原)中学校5校(岩槻・川通・慈恩寺・城北・桜山)の14校に学校給食を提供する。(6,868食/日) 岩槻学校給食センターの施設の維持管理を行う。	イ	岩槻学校給食センター管轄の学校において、自校給食に切り替え終了した時点で閉鎖する予定である。	32.0	3.3		1			1				岩槻学校給食センター	キ-2
217	高等学校管理運営事業	高等学校管理運営事業	46,334	C		1		1					1	高等学校の管理運営に要する経費で、消耗品費や光熱水費及び通信運搬費等が主なものであり、教育活動上に必要不可欠な事務的経費である。	オ	市立高校4校がそれぞれ「特色ある学校づくり」を目指しており、事業としては、今後も継続していく必要がある。事業の内容を精査し、民間委託が可能な業務に対して対費用効果を検討する。また、各学校において個々に行っている業務について、本庁組織として一括処理することにより、経費の削減を図ることができないか等、事務組織のあり方を含めて検討する。	2.0			1	1	1			浦和高校	エ-3		
218	施設等維持管理事業	施設等維持管理事業	34,679	C		1		1					1	充実した教育環境の整備と生徒の安全性を確保するために、学校施設の維持管理及び修繕、警備業務をはじめとした保守管理委託等に要する経費である。	オ	事業の内容を精査し、民間委託が可能な業務及びその対費用効果を検討する。また、施設保守管理委託等の契約事務及びその他の事務において、本庁組織として一括処理することにより、経費の削減を図ることができないか等、事務組織のあり方を含めて検討する。	1.5			1	1			浦和高校	エ-3			
219	校用備品整備事業	校用備品整備事業	100	C		1		1					1	学校運営に必要な備品を整備する。	ウ	高等学校管理運営事業との統合を検討する必要がある。	0.1			1	1			浦和高校	エ-3			
220	クラブ活動等推進事業	クラブ活動等推進事業	1,300	C		1		1					1	クラブ活動の充実と生徒の健康な心身を育成するために必要な消耗品や備品を購入する。	オ	市立4校がそれぞれ「特色ある学校づくり」を目指しており、事業としては、今後も継続していく必要がある。各学校において個々に行っている業務について、本庁組織として一括処理することにより、経費の削減を図ることができないか等、事務組織のあり方を含めて検討する。	0.4			1				浦和高校	エ-3			
221	各教科教材整備事業	各教科教材整備事業	2,696	C		1		1					1	きめ細やかな学習指導の実践、進路や人生に役立つ幅広い知識を吸収できる環境を提供するため、各教科に必要な教材や、図書室に備える図書を購入する。	オ	市立4校がそれぞれ「特色ある学校づくり」を目指しており、事業としては、今後も継続していく必要がある。各学校において個々に行っている業務について、本庁組織として一括処理することにより、経費の削減を図ることができないか等、事務組織のあり方を含めて検討する。	0.4			1				浦和高校	エ-3			
222	高等学校管理運営事業	高等学校管理運営事業	42,639	C		1		1					1	学校管理運営に関し、円滑かつ効果的な学校運営を推進するための経費で、消耗品費や光熱水費及び通信運搬費等が主なものであり、教育活動上に必要不可欠な事務的経費である。	オ	市立4校がそれぞれ「特色ある学校づくり」を目指しており、事業としては、今後も継続していく必要がある。各学校で個別に行っている共通事務(パソコン・空調の賃借等)を、本庁組織(教育財務課等)にて一括集約するなど、事務改善をすることにより、経費の削減を図ることは可能である。	2.0			1	1	1		浦和南高等学校	エ-3			
223	施設等維持管理事業	施設等維持管理事業	10,054	C		1		1					1	充実した教育環境の整備と生徒の安全性を確保するために、学校施設の維持管理及び不具合の修理、並びに校舎の老朽箇所等の修繕、警備業務をはじめとする保守管理委託等に要する経費である。	オ	市立4校がそれぞれ「特色ある学校づくり」を目指しており、事業としては、今後も継続していく必要がある。各学校で個別に行っている共通事務(警備業務をはじめとする業務委託等)を、本庁組織(教育財務課または学校施設課)にて一括集約するなど、事務改善をすることにより、経費の削減を図ることは可能である。	1.5			1	1			浦和南高等学校	エ-3			
224	校用備品整備事業	校用備品整備事業	152	C		1		1					1	学校内における校用備品(教室・職員室の机イス等)の購入、整備をすることにより、有効かつ適切に備品を活用し、より充実した教育を行う。	ウ	市立4校がそれぞれ「特色ある学校づくり」を目指しており、事業としては、今後も継続していく必要があるが、管理運営事業と統合可能である。各学校で同様の物品を同時に購入する場合は、本庁組織(教育財務課)にて一括集約するなど、事務改善をすることにより、経費の削減を図ることは可能である。	1.0			1				浦和南高等学校	エ-3			





事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性			提出調書				担当課	行革本部 の見解								
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 なし			方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3						
236	各科教材整備事業	各科教材整備事業	2,100	C		1		1		1				1												1				大宮西高等学校	エ-3		
237	生涯学習推進事業	委託講座事業	1,819	C		1			1					1													1				生涯学習振興課	ウ-3	
238	生涯学習推進事業	学校施設開放事業	1,483	C		1								1													1				生涯学習振興課	ア-4	
239	生涯学習推進事業	障害のある児童とない児童の交流事業	450	C																							1		1		生涯学習振興課	オ-7	
240	生涯学習推進事業	子育て講座事業	1,300	C																							1				生涯学習振興課	ク-1	
241	生涯学習推進事業	学習情報収集提供事業(まなべル)	1,512	C		1																					1				生涯学習振興課	カ-2	
242	生涯学習推進事業	社会教育委員会議事業	1,651	C																								1		1		生涯学習振興課	オ-8
243	生涯学習推進事業	子ども読書推進計画事業	200	C																								1				生涯学習振興課	ア-1
244	生涯学習推進事業	PTA・地域婦人会連絡調整事業	2,050	C																								1		1		生涯学習振興課	オ-8
245	生涯学習推進事業	AED整備事業	4,777	C		1																						1				生涯学習振興課	ウ-3



事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解					
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3			
246	文学活動推進事業	文学活動推進事業	4,401	C				1				1			1.5	旧大宮市ゆかりの歌人大西民子氏の資料の寄贈などを契機として、女性歌人を中心とした文学館の整備計画を進めていた。現在は、文学館整備の先行事業として平成12年度にスタートした、歌壇に新風をもたらす歌人を表彰する現代短歌新人賞の授与を毎年度継続実施するなど、さいたま市独自の文学活動を推進している。	オ	現代短歌新人賞は既に10回を重ね全国にさいたま市をアピールする絶好の機会となっている。今後は、博物館や図書館と連携し、収集した資料の有効利用を図るとともに、さいたま市における文学活動推進のソフト事業の目玉事業として、現代短歌新人賞をアピールしていく。	0.5				1			1		生涯学習振興課	カ-3
247	与野郷土資料館整備事業	与野郷土資料館整備事業	481	C											2	新規公共施設を建設するのではなく、既存の公共施設を活用し、旧与野市区域にゆかりの深い資料を保存・展示する(仮称)与野郷土資料館を整備し、地域密着型の各種事業を実施していくことである。	オ	旧与野区域にゆかりの深い資料の整理、保存・展示施設の確保は、旧与野市から引き継いだ課題ではあるが、既に、既存の公共施設の活用を目指すなど、事業進捗方向の見直しを実施している。	0.2				1					生涯学習振興課	ア-4
248	与野郷土資料館建設基金積立金	与野郷土資料館建設基金積立金	1,370	C				1							1	(仮称)与野郷土資料館の整備費用に充当するために設置した与野郷土資料館整備基金の管理を行う。	オ	(仮称)与野郷土資料館については新たな整備は行わず、既存施設を活用した郷土資料の保存・展示をしていく方針であるため、その具体的な計画が確定した時点で、基金の活用策を検討する。	0.1				1					生涯学習振興課	ア-4
249		生涯学習推進計画事業												1	1	市民一人ひとりが「学べる・選べる・生かせる」生涯学習環境をつくることを目標に、平成17年に策定した「さいたま市生涯学習推進計画」に基づき、関連事業の進行管理を行い、施策の推進を図る。		生涯学習推進本部会議を開催するとともに、関連事業実施状況調査票を見直し、進行管理体制を行う。	0.4									生涯学習振興課	オ-9
250	人権教育推進事業	人権教育推進事業	11,354	C		1									1	人権啓発講演会・人権同和問題の理解を図る講座(公民館人権に関する講座)・市立各学校への人権教育年間指導計画作成依頼・教職員対象の人権教育研修会の開催・各種教育啓発資料等の作成などを積極的に推進する。	オ	当該事業は同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人など様々な人権問題の解決のために学校教育・社会教育において継続的・計画的に人権教育・啓発を遂行するものである。人権啓発講演会や公民館における人権講座参加者の増加傾向があり、市民及び教職員等の人権意識の高揚を図るため、今後も事業に創意工夫を加えながら継続する。	3.5				1			1		人権教育推進室	オ-9
251	人権教育推進事業	集会所管理運営事業	82,489	C				1							1	地域社会における人権教育・啓発を推進するため、地域住民の教育・文化の向上と交流及び人権意識の高揚を図るため、当該事業では、人権教育集会所の運営・管理を行っている。	オ	当該事業の集会所は近年、利用者の増加傾向にあり、市民の人権教育・啓発の推進や地域交流の場としての役割は今後ますます大きなものとなることが予想される。地方公共団体の責務を遂行するための社会教育施設として建設されたものであることから、今後とも市の運営・管理の下、創意工夫を加え事業を継続する。なお、鹿室南集会所については、施設の整備や新たな事業展開など、改善しながら継続する。	0.5	1.8		1	1	1		人権教育推進室	オ-9		
252	文化財保護事業	国指定史跡見沼通船堀整備事業	7,837	A										1	2	緑区に所在し、開門式運河として名高い国指定史跡「見沼通船堀」の管理団体として、史跡の良好な管理を実施する。	カ	国指定史跡の管理団体として、例年と同様に、腐朽した関桝の修繕、通船堀の良好な状態を保つための管理を実施するが、その手法やコストについても、毎年検討を行う。また、史跡の老朽化に対して平成25年度から再整備を行うが、他の史跡の再整備の手法を調査しながら、国庫補助金の導入や、より効果的・経済的な施工方法の検討などの準備を進めつつ、市民へのPRも今以上に増やし、国民の文化的生活を営む権利を保障する一助ともする。	1.0				1				文化財保護課	ク-1	
253	文化財保護事業	国指定特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理事業	7,047	A										1	2	荒川左岸に所在し、市の花、県の花にもなっている国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の所有者として、自生地の良好な管理を実施するとともに、普及啓発のために必要な事業を実施する。	カ	国指定特別天然記念物の所有者として、サクラソウ自生地の良好な環境や植生の維持を図っていくが、その手法やコストについても、毎年検討を行う。特に、今年度から3か年計画で保存管理計画を策定し、市の花、県の花でもあるサクラソウのより有効な保護手法を確立するが、他自治体の取組みを調査するなど、より効果的な手法への工夫の余地について検討を行う。	1.0				1				文化財保護課	ク-1	
254	文化財保護事業	国指定史跡真福寺貝塚整備事業	2,972	A										1	2	昭和50年7月に国の史跡に指定された岩槻区の「真福寺貝塚」について、昭和63年度に策定された「真福寺貝塚保存管理計画」に基づく整備を実施し、文化財としての保護保存と史跡公園としての活用を図る。	ク	国指定史跡の所有者として、適正な維持管理を実施するため、常時その必要性や内容の見直しを行い、手法やコストの検討によって最少の費用で最大の効果を得られるよう工夫を行う。また、今後の史跡整備のための発掘調査の計画検討などにもコストと効果の検証を行いつつ、整備の方向性を固める。	0.5				1				文化財保護課	ク-1	
255	文化財保護事業	馬場小室山遺跡整備事業	1,281	C											2	平成17年3月に市の史跡に指定された緑区の「馬場小室山遺跡」は、縄文時代の盛土遺構を伴う大規模・拠点的な集落跡であり、また、住宅地に近接した貴重な緑地でもある。この史跡について、保存管理計画を策定し適切な管理・保全を実施するとともに、整備計画策定に着手し、市民の生涯学習の場、憩いの空間として整備を図る。	ク	史跡の適正な維持管理を実施するため、常時その必要性や内容の見直しを行い、手法やコストの検討によって最少の費用で最大の効果を得られるよう工夫を行う。また、市民の満足度を満たす保存管理計画を策定するため、その準備として地元要望などのニーズを適確に把握し、効果的な整備の方向性を固める。	0.5				1				文化財保護課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
256	文化財保護事業	指定文化財の保存・活用事業	8,953	C										2	市内に残る貴重な指定文化財を後世に伝えて、市民共有の宝とするための諸事業を実施する。例えば文化財の基礎調査を実施して文化財の所在を確認し、その中から重要なものを選定して指定し、管理する。また、補助金交付などを実施して、指定文化財の良好な維持管理を図る。	ク	さいたま市の歴史や文化を正しく理解することのできる文化財を新たに指定していくとともに、既に指定した文化財の適正な管理を実施し、その効果については文化財保護審議会にて検証を行う。また、指定文化財の良好な維持管理のため支出している補助金については、特にその必要性を十分に精査し、その所有者の負担状況を考慮しながら、最少の費用で最大の効果が得られるよう、他自治体の手法の情報を収集するなどの工夫を行う。	1.0				1			1		文化財保護課	オ-8
257	文化財保護事業	指定文化財の普及・啓発事業	6,101	C										2	指定文化財の調査報告書や普及啓発のためのパンフレットなどの刊行物の作成、説明板の設置などを実施することによって、指定文化財に関する一般市民の理解を深める。	ク	広く市民が文化財の重要性を理解し文化的な生活を送れるように、文化財に関する情報を発信する。そのため、パンフレットの作成、説明板の設置などを実施するが、作成内容の見直しを常時行い、手法やコストの検討により、市民ニーズに応えるきめ細かな普及活動を実施する。	1.0				1				文化財保護課	エ-3	
258	文化財保護事業	埋蔵文化財保護事業	21,173	A									1	2	埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について、文化財保護法の規定に基づいてその届出を受理する。また、それに伴う確認・発掘調査等を実施し、その調査成果の整理・分析をもとに報告書を作成し、これらの調査情報の整理・蓄積・整備を進め、埋蔵文化財包蔵地情報を適正化する。さらに、埋蔵文化財保存・活用事業での活用に役立てる。	オ	国庫補助制度等を積極的に活用すると共に、調査履歴整備等をさらに進め、埋蔵文化財の取扱いの充実化・効率化及びコスト低減を検討しつつ、さらなる市民サービスの向上をはかる。	3.2	0.8			1		1	文化財保護課	オ-9		
259	文化財保護事業	埋蔵文化財保存・活用事業	2,705	C										2	発掘調査等による出土遺物について所有者・保管者として、恒久的な保存措置を講じると共に、埋蔵文化財に関する情報の公開・発信等積極的活用を図り、市民に還元する。併せて、埋蔵文化財保護の重要性や意義、及び行政として関ることの必要性等を啓発する。	オ	国庫補助制度等を積極的に活用し、埋蔵文化財の安定的保管・収蔵につとめ、活用面における具体的方法としての普及・啓発等活用事業について「低コスト高効果」の方法を検討する。	1.0				1			文化財保護課	オ-9		
260	文化財保護事業	錦乃原桜草保存・育成・普及事業	501	C							1			3	西区荒川堤外の錦乃原桜草園について、錦乃原種の桜草の増殖・栽培、桜草園への増殖苗の植えつけ、桜草園の覆土・施肥・撒水・除草等を実施し、錦乃原桜草の保存・育成・普及を図る。	エ	より適切な市民サービスを実現するため、事業の移管先の検討を開始する。平成22年度は関係者の理解を得ながら事業の問題点を把握し、問題解決への協議を行い、将来の移管を目指す。	0.1				1			文化財保護課	オ-6		
261	文化財保護事業	施設管理事業	22,960	C										2	当課所管の土器の館、与野文化財資料室、浦和文化財資料室の三館についてその管理を実施し、文化財を収蔵・保管・整理し、その活用に結びつける。	ク	指定文化財の整理、埋蔵文化財の収蔵・保管を進め、展示や見学等の活用を図りつつ、適正な施設管理を実施するため、その必要性や内容の見直しを行い、手法やコストの工夫の余地について検討する。	2.8				1			文化財保護課	オ-9		
262	文化財保護事業	指定都市文化財行政主管者協議会開催事業	264	C									1	1	政令指定都市に共通する文化財保護行政に関する諸問題について連絡調整を図る指定都市文化財行政主管者協議会について、今年度の開催当番である本市がこれを開催し、文化財保護行政の向上を図る。	キ	指定都市文化財行政主管者協議会は、本年度さいたま市で7月下旬に開催を予定している。	0.1				1			文化財保護課	キ-1		
263	青少年宇宙科学館管理運営事業	青少年宇宙科学館管理運営事業	201,143	C	1	1								2	青少年の科学に対する関心を深め、科学教育の振興に寄与するとともに、未来社会に対応できる創造性豊かな青少年の育成を図るため、科学に関する展示や、プラネタリウム投影及び科学教室など科学知識の普及を行っている。	オ	開館以来延べ250万人もの来館者を迎え入れ、さいたま市民への科学文化の普及、啓発施設として定着し、また、学校教育関連施設として学習指導要領に位置づけられた主要事業を展開し、現在は、若田宇宙飛行士を本館の名誉館長として迎え入れている。今後は名誉館長による本館の活用を図るとともに、類似施設である宇宙劇場とのすみ分け、統合や両施設の活用を検討する。	1.0				1			青少年宇宙科学館	ケ		
264	宇宙劇場管理運営事業	宇宙劇場管理運営事業	173,154	C	1	1	1							3	市民の科学知識の普及と文化活動の推進を図り、地域文化の向上に寄与するため、プラネタリウムの投影 宇宙劇場ホールを利用したイベントの企画、運営 ガallery兼集会室、ホールの貸し出し 科学クラブ活動の支援(YAC)等を行っている。	オ	開館以来200万人以上の来館者を迎え、市民の科学知識の普及や啓発に寄与しており、また、小・中学校35校の学習投影にも利用されている。今後は、類似施設である青少年宇宙科学館とのすみ分け、統合や両施設の活用を検討する。	0.0				1			青少年宇宙科学館	ケ		
265	市立博物館管理運営事業	市立博物館管理運営事業	73,742	C	1								1	1	「博物館法」に基づき、生涯学習を推進する施設として、市民の学習・文化活動の振興に努める。寄贈・寄託資料及び民俗資料等の調査・収集・展示並びに専門的研究を行う。学校教育と連携し、市内小・中学校の児童・生徒の歴史学習・郷土史学習を推進する。	オ	「博物館法」に基づき運営される博物館事業は、教育委員会が直接運営することが妥当と考える。なお、市内にはそれぞれの特徴を生かして事業を実施している民家園や他の類似施設が複数あるが、旧市以来の事業を継承していることから、その再編に取り組んでいく。	7.0	0.8	8.8	1	1		市立博物館	ウ-2			

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解						
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3			
266	浦和博物館管理運営事業	浦和博物館管理運営事業	9,788	C	1							1					1	オ	博物館事業は「博物館法」に基づき運営されており、今後も教育委員会が直接運営を行うことが妥当である。ただし、市内には他に市立博物館や民家園等の類似施設もそれぞれの特徴を持って活動しているが、旧市以来の事業を継承していることから、その再編に取り組む。	1.0	0.8	1.5	1	1				市立博物館	ウ-2
267	民家園管理運営事業	民家園管理運営事業	13,952	C								1					1	オ	市内の博物館や博物館類似施設の特徴を生かし、学習効果を上げる住み分けと各館の有効活用を図るため、市立博物館等との再構築に取り組む。	5.0	1.6	0.8	1	1	1			浦和くらしの博物館民家園	ウ-2
268	見沼くらしく館管理運営事業	見沼くらしく館管理運営事業	8,614	C								1					1	オ	市内の博物館や博物館類似施設の特徴を生かし、学習効果を上げる住み分けと各館の有効活用を図るため、市立博物館等との再構築に取り組む。	2.0	0.8	2.2	1	1	1			浦和くらしの博物館民家園	ウ-2
269	美術館管理運営事業	美術館管理運営事業	92,800	C	1	1										1	オ	今後も「地域ゆかりの作家」「本をめぐるアート」を中心とした作品(美術品)の調査、研究、収集、保管及び展示を行い、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与する。	8.0	0.8	14.7	1	1	1			うらわ美術館	オ-10	
270	生涯学習総合センター管理運営事業	生涯学習総合センター管理運営事業	388,453	C	1							1				1	オ	シーノ大宮センタープラザ内にある生涯学習総合センターの維持管理及び運営を行う。 公民館の事業の企画実施について意見を述べる公民館運営審議会委員の運営を行なう。 公民館非常勤職員の雇用に係る業務を行う。	6.0			1	1	1			生涯学習総合センター	エ-3	
271	生涯学習総合センター管理運営事業	生涯学習総合センター主催事業	4,783	C	1							1				1	ウ	公民館事業基本方針に基づき、時代に即応した生涯学習及び政令市にふさわしい事業を推進する。 <重点事業>コミュニティづくり、子育て支援、親の学習、高齢者支援、団塊世代支援、食育、環境、人材活用・ボランティア養成 <基本方針に基づく事業>公民館統括、市民・団体・NPOとの連携事業、生涯学習情報提供、学習相談 等	2.0			1					生涯学習総合センター	ウ-3	
272	生涯学習総合センター管理運営事業	市民大学運営事業	3,606	C	1							1				1	ウ	市民の高度で専門的な学習要求にこたえとともに、自発的な学習活動を促し、豊かな生涯学習社会を築くため、さいたま市民大学を開設する。大学教授や各分野の専門家が講師を務める講座を実施する。	1.0			1					生涯学習総合センター	ウ-3	
273	生涯学習総合センター管理運営事業	親の学習事業	496	C	1	1		1									1	カ	都市化や少子化、核家族化による子育て環境の変化や地域におけるコミュニティの希薄化などに伴い、親の子育ての負担感の増加や子どもの教育の仕方が分からないなど、家庭・地域の教育力の低下が問題となっている。そこで、親自身の学習を支援し、親同士の交流を図る事業を推進する。	2.0			1					生涯学習総合センター	オ-6
274	地区公民館管理運営事業	地区公民館管理運営事業	459,710	C	1							1				1	ク	地域の身近な学習施設及び地域コミュニティの中核施設として生涯学習総合センターに設置している公民館運営審議会及び各公民館で設置している公民館運営協議会、利用者懇談会等の意見を聞きながら市民と協働で公民館運営を継続する。	52.5	15.0		1	1	1			生涯学習総合センター	オ-6	
275	地区公民館管理運営事業	地区公民館主催事業	30,460	C	1	1						1					1	ク	公民館事業基本方針に基づき、時代に即応した生涯学習及び政令市にふさわしい事業を推進する。 <重点事業>コミュニティづくり、子育て支援、高齢者支援、団塊世代支援、食育、環境 <基本方針に基づく事業>市民・団体・NPOとの連携事業、現代的課題をテーマとした学習、生涯学習情報提供、学習相談 等	52.5	15.0		1					生涯学習総合センター	カ-2
276	(仮称)谷田地区公民館整備事業	(仮称)谷田地区公民館整備事業	159,578	C												1	キ	南区の谷田地区に新たに地域コミュニティ形成並びに地域の学習拠点として、(仮称)谷田地区公民館を建設する。	0.7			1		1			生涯学習総合センター	キ-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 教育委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
277	公民館耐震補強事業	公民館耐震補強事業	128,211	C									2	耐震補強に係る診断・設計・工事を行うことで、避難所等の機能を有する地域拠点施設としての公民館の安全性を確保するもの。	ク	避難所としての機能を有する公民館において、早急に耐震補強工事を実施することは不可欠である。	1.0			1				生涯学習総合センター	ク-1
278	公民館安心安全整備事業	公民館安心安全整備事業	29,970	C									2	屋上防水工事や施設のバリアフリー化等の改修を行うことで、施設の長寿命化を図るとともに利用者の安心安全を確保するもの。	ク	地域コミュニティ形成の場であり、また学習活動の拠点でもある公民館の長寿命化を図り、長期にわたり有効に活用していくためには、老朽改修や、今後の高齢化に対応するためのバリアフリー改修が必要不可欠である。	1.0			1				生涯学習総合センター	ウ-2
279	(仮称)内野地区公民館整備事業	(仮称)内野地区公民館整備事業	9,900	C									2	養護学校校舎増築に併せて、その土地の有効活用を図りながら、新たな公民館を建設し、地域におけるコミュニティ形成の一層の充実を図る。	ク	地域コミュニティ形成の重要な拠点である公民館を、公共施設適正配置方針に基づき、周辺施設の状況を踏まえながら整備する。	0.8			1				生涯学習総合センター	ウ-2
280	公民館移転改築等事業	公民館移転改築等事業	104,849	C									2	老朽化及び区画整理事業により改築・移転が必要となった公民館について、効率的な施設の再整備を行う。	ク	領家公民館の老朽化による改築及び尾間木公民館の区画整理事業による移転は、両方とも必要な状況であるため、事業を継続する。	2.0			1		1		生涯学習総合センター	キ-2
281	図書館管理運営事業	図書館管理運営事業	549,830	C		1		1					2	図書館法の精神により、生涯にわたる市民の学習、課題学習及び知的好奇心に答えるため、23箇所ある図書館の施設維持管理と図書館協議会・講座・レファレンス(調べもの支援)の運営を行う。	オ	各図書館でそれぞれ行っていた業務委託や貸借業務を中央図書館に引き上げ、業種別に契約締結が行えるよう契約事務の統合を進め、各図書館の管理業務の負担軽減を図ることにより利用者サービスの向上と経費の削減が図られるよう事務改善を進める。	160.6	11.5	18.0	1	1	1		中央図書館管理課	ケ
282	図書館資料整備事業	図書館資料整備事業	232,323	C		1		1					1	市内図書館において、市民が教養を高め、調べものを解決し、知的好奇心を満たすことができるように、本・雑誌・CDなど資料を収集・整理・蓄積し、いつでもだれでも活用できるように整備する。	オ	市民の多様な資料・情報ニーズに対応するため、新刊書の選定について、毎週全館の担当者により見本を確認しながら調整を行い、資料費の有効利用を図っている。新たな図書館計画の下でも、調整を図りながら有効かつ適正に整備を行っていく。	36.5	0.0	0.0	1				中央図書館資料サービス課	ケ
283	図書館コンピュータシステム運用事業	図書館コンピュータシステム運用事業	225,257	C		1							2	図書館23館の利用者情報、資料情報、利用状況を一元管理する。 インターネットでの資料検索機能、予約機能などのサービスを提供する。 ホームページにより情報を提供する。	オ	政令市、県内図書館と比較しても群を抜いた市民の図書館利用があり、それを支える図書館コンピュータシステムの有効性は高いが、引き続き効果を検証し、見直しを図っていく。	3.0	0.0	0.0	1				中央図書館管理課	ケ
284	視聴覚ライブラリー管理運営事業	視聴覚ライブラリー管理運営事業	1,431	C		1							1	上映可能な16ミリフィルム、DVDなど視聴覚教材を収集整理し、16ミリ映写機などの機材とあわせて、保育園・幼稚園・学校など市内の登録された団体に貸出をしている。また、映写機を使った上映に必要な「16ミリ映写技術講習会修了証」取得のための講習会を開催している。	オ	16ミリフィルムは、貴重な郷土資料としてのフィルムも含めて1,500本以上を所蔵しており、今や製造が中止されている16ミリ映写機も20台保有している。また、視聴者人数も20年度で約22,600人、21年度見込みで約33,000人と利用ニーズも高く、これら豊富な財産を今後も積極的に活用していただけるよう事務改善を進めていく。	1.4	0.0	0.0	1	1			北図書館	ケ
285	(仮称)武蔵浦和図書館整備事業	(仮称)武蔵浦和図書館整備事業	446,000	C		1							1	武蔵浦和駅に程近い場所に、市内で24箇所目となる(仮称)武蔵浦和図書館が平成24年度に開館する。このため、平成22から23年度にかけて保留床取得、資料・備品購入を行う。	オ	生涯学習の支援・情報発信などの役割を担う図書館の整備は、市民から寄せられる期待が大きいところではあるが、さいたま市が平成15年3月に策定した「公共施設適正配置方針」に基づき、施設密度や利用圏の空白部分を考慮して図書館整備を行う。	0.5	0.0	0.0	1				中央図書館管理課	ウ-1